

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

亀岡市議会政務調査費の交付に関する 条例の一部改正 (議会事務局)	5
職員の退職手当に関する条例の一部改 正 (人事課)	5
亀岡市公民館設置及び運営に関する条 例の一部改正 (社会教育課)	6
亀岡市子ども医療費助成条例の一部改 正 (子ども福祉課)	7
亀岡市国民健康保険条例等の一部改正 (保険医療課)	7

—— 規 則 ——

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の 一部改正 (保険医療課)	9
亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部 改正 (人事課)	9
初任給、昇給、昇格等の基準に関する 規則の一部改正 (人事課)	9
亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正 (人事課)	14
地方公営企業法第39条第2項の規定 に基づき市長が定める職に関する規則 の一部改正 (上下水道総務課)	16
亀岡市子ども医療費助成条例施行規則 の一部改正 (子ども福祉課)	16
亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関す る条例施行規則の一部改正 (人事課)	17

亀岡市事務分掌規則及び亀岡市文書取 扱規則の一部改正 (企画政策課)	18
亀岡市会計管理者の補助組織設置規則 の一部改正 (企画政策課)	21

—— 告 示 ——

亀岡市消費生活センターの設置 (市民課)	22
放置自転車の撤去、保管 (桂川・広域交通課)	22
町の区域及び名称の変更 (総務課)	23
国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	43
住民基本台帳の職権消除 (市民課)	43
平成23年度分固定資産税に係る土地 価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳 簿の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課)	43
放置自転車の撤去、保管 (桂川・広域交通課)	43
町の区域及び名称の変更 (総務課)	44
住民基本台帳の職権消除 (市民課)	47
市道路線の区域変更に関する告示 (道路河川課)	47
亀岡市老人生きがい対策事業補助金交 付要綱の廃止 (高齢福祉課)	48
住民基本台帳の職権消除 (市民課)	49
住民基本台帳の職権消除 (市民課)	49

—— 訓 令 ——

亀岡市事務処理規程の一部改正 (企画政策課)	49
---------------------------	----

亀岡市総合計画策定委員会設置規程の 廃止 (企画政策課) 53 ــــــــ 公 告 ــــــــ 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 53 亀岡農業振興地域整備計画の変更計画 書の縦覧 (農政課) 54 ــــــــ 任免及び辞令 ــــــــ 議会事務局欄 ــــــــ 規 則 ــــــــ 亀岡市議会会議規則の一部改正 55 監査委員欄 ــــــــ 公 表 ــــــــ 平成22年度定期監査 55 平成22年度財政援助団体監査 58 平成22年度定期監査 63 平成22年度行政監査 65 平成22年度工事監査 73 平成22年度工事監査 77 教育委員会欄 ــــــــ 教育長訓令 ــــــــ 亀岡市教育委員会事務専決規程の一部 改正 82 学校その他の教育機関の長に対する事 務補助執行規程の一部改正 82 選挙管理委員会欄 ــــــــ 告 示 ــــــــ 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請 求並びに合併協議会設置の請求に要す る有権者総数の50分の1の数 83 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の 解職請求に要する有権者総数の3分の 1の数 83	合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数 83 京都府議会議員一般選挙におけるポス ター掲示場の設置場所 83 選挙時登録において選挙人名簿に登録 した者の氏名、住所及び生年月日を記 載した書面を縦覧に供する場所 84 亀岡市議会議員一般選挙における候補 者の選挙運動に関する収支報告書の要 旨 84 亀岡市農業委員会の選挙された委員の 解任請求に要する各選挙区における農 業委員会の委員の選挙権を有する者の 2分の1の数 133 亀岡市条例の制定又は改廃並びに監査 の請求並びに合併協議会設置の請求に 要する有権者総数の50分の1の数 133 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の 解職請求に要する有権者総数の3分の 1の数 133 合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数 133 公平委員会欄 ــــــــ 告 示 ــــــــ 職員団体の登録 134 上下水道部欄 ــــــــ 規 程 ــــــــ 亀岡市上下水道事業用行政財産の目的 外使用に関する規程 134 亀岡市水道料金センター設置規程 138 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関 する条例施行規程の一部改正 138 亀岡市上下水道部決裁規程の一部改正 139
---	---

—— 告 示 ——

- 川東地区農業集落排水処理施設の供用開始 141
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 142

—— 公 告 ——

- 公共下水道の供用及び汚水の処理の開始 143

市立病院欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市立病院処務規程の一部改正 146
- 亀岡市立病院事務決裁規程の一部改正 147
- 亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部改正 149
- 亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正 149

公布された条例のあらまし

亀岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 議員の調査・研究活動のさらなる充実を図り、協働のまちづくりの推進に資するため、政務調査費を1人あたり月額15,000円（現行10,000円）に改正することとした。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 特別職等の退職手当の額について、退職の日における給料月額に乗じる支給割合を次のとおり改正することとした。

（1年当たり）

職	改正前	改正後
市長	100分の600	100分の550
副市長	100分の350	100分の325
病院事業管理者	100分の300	100分の280
教育長	100分の300	100分の280

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市宮川公民館を平成23年3月31日をもって廃止することとした。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

亀岡市こども医療費助成条例の一部を改正する条例要綱

- 1 こども医療費助成制度について、子育てにおける保護者の経済的負担の軽減をより一層図るため、市単独制度として小学生の通院に係る医療費の一部を助成対象とすることとした。
- 2 この条例は、平成23年7月1日から施行し、施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例によることとした。

亀岡市国民健康保険条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額を510,000円（現行500,000円）に、後期高齢者支援金等賦課限度額を140,000円（現行130,000円）に、介護納付金賦課限度額を120,000円（現行100,000円）に改めることとした。
- 2 緊急少子化対策の一環として、平成21年

10月1日から平成23年3月31日までの間、暫定的に1児につき「350,000円」を「390,000円」に引き上げた出産育児一時金の支給額を「390,000円」に恒久化することとした。

- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 5 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行することとした。

条 例

亀岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第2号

亀岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度交付分の政務調査費から適用する。

「揭示済」

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第3号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の600」を「100分の550」に、「100分の350」を「100分の325」に、「100分の300」を「100分の280」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第4号

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例（昭和38年亀岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「

3 亀岡市吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
4 亀岡市宮川公民館	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地の1

」

を

「

3 亀岡市吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
------------	---------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第5号

亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

亀岡市子ども医療費助成条例（平成5年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（ただし、6歳に達する日以後最初の4月1日から12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者については、入院に係る医療を受けた場合に限る。）」を削る。

第5条第2項中「受給者証の交付を受けている者」の次に「（ただし、6歳に達する日以後最初の4月1日から12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が入院外に係る医療を受ける場合は除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第6号

亀岡市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

（亀岡市国民健康保険条例の一部改正）

第1条 亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「350,000円」を「390,000円」に改める。

第16条の6中「500,000円」を「510,000円」に改める。

第16条の6の10中「130,000円」を「140,000円」に改める。

第16条の11中「100,000円」を「120,000円」に改める。

第20条第1項中「500,000円」を「510,000円」に改め、同条第3項中

「500,000円」を「510,000円」に、「130,000円」を

「140,000円」に改め、同条第4項中

「500,000円」を「510,000円」に、「100,000円」を

「120,000円」に改める。

第23条第1項中「1月」を「3月」に改める。

附則中第6項を削り、第7項を第6項とする。

（亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「1箇月」を「3箇月」に改める。

（亀岡市介護保険条例の一部改正）

第3条 亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「1箇月」を「3箇月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条中亀岡市国民健康保険条例第16条の6、第16条の6の10、第16条の11及び第20条の改正規定は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第37号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 平成23年3月31日以前に出産した被保険者に係る亀岡市国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の亀岡市国民健康保険条例第16条の6、第16条の6の10、第16条の11及び第20条の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（適用区分）

4 この条例による改正後の亀岡市国民健康保険条例第23条第1項、亀岡市後期高齢者医療に関する条例第6条第1項及び亀岡市介護保険条例第8条第1項の規定は、それぞれ、

平成23年4月1日以後に納期限の到来する保険料の延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

「揭示済」

規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第3号

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成14年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第15条第4項中「翌年3月31日までとする」を「翌年7月31日までとし、毎年更新するものとする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成23年7月31日までの間は、この規則による改正後の亀岡市老人医療費支給条例施行規則第9条及び第15条第4項中「8月1日」とあるのは「4月1日」と、「翌年」とあるのは「同年」と読み替えるものとする。

「揭示済」

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第4号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市臨時的任用職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「153,130円～156,032円」を「156,032円」に、「760円」を「780円」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

「揭示済」

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第5号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和35年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（降格の場合の号給）

第13条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第6に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第17条中「別表第6」を「別表第7」に改める。

別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6(第13条関係)

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	33	17	17	9	9	13
2	33	18	18	10	10	14
3	33	19	19	11	11	15
4	34	20	20	12	12	16
5	35	21	21	13	13	17
6	36	22	22	14	14	18
7	37	23	23	15	15	19
8	39	24	24	16	16	20
9	40	25	25	17	17	21
10	42	26	26	18	18	22
11	43	27	27	19	19	23
12	44	28	28	20	20	24
13	45	29	29	21	21	25
14	46	30	30	22	22	26
15	47	31	31	23	23	27
16	48	32	32	24	24	28
17	49	33	33	25	25	29
18	50	34	34	26	26	30
19	51	35	35	27	27	31
20	52	36	36	28	28	32
21	53	37	37	29	29	34
22	54	38	38	30	30	36
23	55	39	39	31	31	38
24	56	40	40	32	32	40
25	58	41	41	33	33	42
26	60	42	42	34	34	44
27	62	43	43	35	35	46
28	64	44	44	36	36	48
29	66	45	45	37	37	51
30	68	46	46	38	38	54
31	70	47	47	39	39	57
32	72	48	48	40	40	60
33	75	49	49	41	41	62
34	78	50	50	42	42	64
35	81	51	51	43	43	66
36	84	52	52	44	44	68
37	86	53	53	45	45	70
38	88	54	54	46	46	72
39	90	55	55	47	47	74
40	92	56	56	48	48	76

41	93	58	57	49	50	78
42	93	60	58	50	52	80
43	93	62	59	51	54	82
44	93	64	60	52	56	84
45	93	66	63	53	58	86
46	93	68	66	54	60	88
47	93	70	69	55	62	90
48	93	72	72	56	64	92
49	93	76	75	57	66	93
50	93	80	78	58	68	93
51	93	84	81	59	70	93
52	93	88	84	60	72	93
53	93	93	88	61	73	93
54	93	98	92	62	74	93
55	93	103	96	63	75	93
56	93	108	100	64	76	93
57	93	112	102	65	77	93
58	93	116	104	66	78	93
59	93	120	106	67	79	93
60	93	124	108	68	80	93
61	93	125	110	69	81	93
62	93	125	112	70	82	93
63	93	125	113	71	83	93
64	93	125	113	72	84	93
65	93	125	113	73	85	93
66	93	125	113	74	86	
67	93	125	113	75	87	
68	93	125	113	76	88	
69	93	125	113	77	89	
70	93	125	113	78	90	
71	93	125	113	79	91	
72	93	125	113	80	92	
73	93	125	113	81	93	
74	93	125	113	82	94	
75	93	125	113	83	95	
76	93	125	113	84	96	
77	93	125	113	85	97	
78	93	125	113	86	98	
79	93	125	113	87	99	
80	93	125	113	88	100	
81	93	125	113	89	101	
82	93	125	113	90	101	
83	93	125	113	91	101	
84	93	125	113	92	101	
85	93	125	113	93	101	
86	93	125	113	94	101	

87	93	125	113	95	101	
88	93	125	113	96	101	
89	93	125	113	97	101	
90	93	125	113	98	101	
91	93	125	113	99	101	
92	93	125	113	100	101	
93	93	125	113	101	101	
94	93	125	113	102		
95	93	125	113	103		
96	93	125	113	104		
97	93	125	113	105		
98	93	125	113	106		
99	93	125	113	107		
100	93	125	113	108		
101	93	125	113	109		
102	93	125	113			
103	93	125	113			
104	93	125	113			
105	93	125	113			
106	93	125	113			
107	93	125	113			
108	93	125	113			
109	93	125	113			
110	93	125	113			
111	93	125	113			
112	93	125	113			
113	93	125	113			
114	93					
115	93					
116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					
121	93					
122	93					
123	93					
124	93					
125	93					

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第6号

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

1 嘱託職員報酬額表

職の区分	日 額	月 額
定型的な嘱託業務を行う職	7,000円（959円）	120,600円（4,158円）
一般的な資格又は知識経験等を要する嘱託業務を行う職	7,200円（991円）～ 7,450円（1,022円）	124,600円（4,295円）～ 128,500円（4,430円）
特定の資格又は知識経験等を要する嘱託業務を行う職	8,000円（1,102円）	138,500円（4,774円）
専門の資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	8,600円（1,181円）	148,400円（5,117円）
特定の専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	9,050円（1,242円）～ 9,200円（1,265円）	156,200円（5,384円）～ 159,000円（5,482円）
高度な専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	9,700円（1,336円）	167,900円（5,789円）
特に高度な専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	10,150円（1,393円）	175,100円（6,037円）
長期の特別の職務経験を要する嘱託業務を行う職	9,550円（1,315円）	165,300円（5,697円）

主任に相当する嘱託業務を行う職	11,500円(1,586円)	199,300円(6,871円)
特定の資格を要する主任に相当する嘱託業務を行う職	12,250円(1,689円)	212,400円(7,321円)
専門の資格を要する主任に相当する嘱託業務を行う職	13,050円(1,794円)	225,500円(7,774円)

(注)

- 1 日額欄の金額は、1日の勤務時間が7時間15分の職の場合の額とし、1日の勤務時間が7時間15分以外の職にあつては、当該欄のかつこ書の金額に勤務時間を乗じて得た額(50円未満の端数がある場合には、50円単位に切り上げた額)とする。
- 2 月額欄の金額は、週の勤務時間が29時間の職の場合の額とし、週の勤務時間が29時間以外の職にあつては、当該欄のかつこ書の金額に勤務時間を乗じて得た額(100円未満の端数がある場合には、これを切り上げた額)とする。

2 パートタイム職員報酬額表

職の区分	時間額	日額
パートタイム職員の職	780円	時間額に1日の勤務時間を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

「揭示済」

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月15日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第7号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和42年亀岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

本則第7号を次のように改める。

総務係長、経理係長及び経営係長

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

「 掲 示 済 」

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第8号

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則（平成5年亀岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

条例第4条第1項の規則で定める額は、次のとおりとする。

第3条第1項に次の3号を加える。

入院に係る医療の給付を受けた場合、保険医療機関等ごとに1月につき200円

出生の日から6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が入院外に係る医療の給付を受けた場合、保険医療機関等ごとに1月につき200円

6歳に達する日以後最初の4月1日から12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が入院外に係る医療の給付を受けた場合、保険医療機関等を合算して1月につき3,000円

第3条第2項を削る。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

（ 経 過 措 置 ）

2 この規則の施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

「 掲 示 済 」

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第9号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「再任用短時間勤務職員の」を「再任用短時間勤務職員等の」に改める。

第17条第2項第2号中「再任用職員（」を削り、「職員をいう。第4項第2号において同じ。）」を「職員（以下「再任用職員」という。）」に改める。

第18条第5項を次のように改める。

5 再任用職員に係る第1項第2号及び第3号の規定による療養休暇の期間が30日を超える場合は、31日目以降の療養休暇については、無給とする。

第19条第2項中「9の項、10の項及び18の項」を「9の項から12の項まで、18の項及び19の項」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 別表第2に規定する特別休暇のうち再任用職員の特別休暇については、別表第2中1の

項から5の項まで、9の項、10の項、14の項及び16の項から22の項までの休暇を除き無給の休暇とする。

別表第2の19の項中

「

地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合

を

」

「

地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合

職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき

に改める。

職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき

」

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則及び亀岡市文書取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第10号

亀岡市事務分掌規則及び亀岡市文書取扱規則の一部を改正する規則

(亀岡市事務分掌規則の一部改正)

第1条 亀岡市事務分掌規則(平成12年亀岡市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(特命事項)

第5条の2 市長は、前条に定める職務のほか、第3条に定める職にある者に、必要と認める特命事項を処理させ、関係職員がある場合には、当該職員を指導監督させることができる。

別表第1 企画管理部の部中

「

企画政策課	企画係 ビジョン・計画係 行政改革係
-------	--------------------

」

を

「

企画政策課	企画係 行政改革係
夢ビジョン推進課	ビジョン推進係 セーフコミュニティ係

」

に改め、同表健康福祉部の部社会福祉課の項中「保護係」を「保護第1係 保護第2係」に改め、同表経済部の部農政課の項中「営農推進係」の次に「担い手支援係」を加え、同部商工観光課の項中「産業支援係」を「ものづくり支援係」に改め、同表まちづくり推進部の部都市計画課の項中「計画係」の次に「景観係」を加える。

別表第3 企画管理部の部企画政策課の項中「総合計画に関すること。」を削り、「行政改革に関すること。」を

「行政改革に関すること。

大学等連携の総合調整に関すること。」

に改め、同項の次に次のように加える。

夢ビジョン推進課	総合計画の策定に関すること。 その他総合計画推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。 夢ビジョンシンボルプロジェクトの推進に関すること。 セーフコミュニティの推進に関すること。
----------	---

別表第3生涯学習部の部市民協働課の項中「総括」の次に「(国民文化祭を含む。)」を加え、同部人権啓発課の項中「総務課所管を除く」を「他の部課等の所管に属するものを除く」に改め、同表総務部の部総務課の項中「固定資産評価審査委員会に関する事。」を削り、同部財政課の項中「住宅公社との連絡調整に関する事。」を

「住宅公社との連絡調整に関する事。」

ふるさと力向上寄附金に関する事。」

に改め、同表健康福祉部の部社会福祉課の項中「生活保護の決定及び実施に関する事。」を

「生活保護の決定及び実施に関する事。」

自殺予防対策に関する事。」

に改め、同部健康増進課の項中「国民健康保険南丹病院組合との連絡調整に関する事。」を

「国民健康保険南丹病院組合との連絡調整に関する事。」

地域医療連携の推進に関する事。」

に改め、同表経済部の部商工観光課の項中「工場誘致に関する事。」を「工場誘致その他のものづくり支援に関する事。」に改め、同表まちづくり推進部の部都市計画課の項を次のように改める。

都市計画課	国土利用計画法(市計画を除く。)施行に関する事。 公有地の拡大の推進に関する法律に関する事。 都市計画の企画、決定、変更及び調整に関する事。 市及び特許事業者が行う都市計画事業等の認可に関する事。 都市計画審議会に関する事。 景観政策に係る企画調整及び指導に関する事。 住居表示(別に定めるものを除く。)に関する事。 都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する事。 その他都市計画に関する事。 開発行為の指導に関する事。 開発行為に伴う関係部課等との連絡調整に関する事。 優良宅地及び優良住宅認定事務の取扱いに関する事。 建築行為の指導に関する事。 土地区画整理事業の施行地区内における建築の許可等に関する事。 京都府屋外広告物条例に関する事。 生産緑地に関する事。 部の総務担当課事務に関する事。
-------	---

別表第3まちづくり推進部の部建築住宅課の項を次のように改める。

建築住宅課	市営住宅の管理及び処分に関する事。 市営住宅の計画及び建設に関する事。 木造住宅耐震化促進事業に関する事。 住宅改良資金及び住宅建設資金の取扱業務に関する事。 優良賃貸住宅の供給計画に関する事。 その他市有建造物及びその附属施設の調査、設計、施工並びに維持工事にに関する事。
-------	--

(亀岡市文書取扱規則の一部改正)

第2条 亀岡市文書取扱規則(平成13年亀岡市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第14条関係)

所管課を表す記号

部課名	記号	部課名	記号
議会事務局	議	まちづくり推進部	
資産活用プロジェクト	資	都市計画課	都計
企画管理部		都市整備課	都整
企画政策課	企	桂川・広域交通課	桂
夢ビジョン推進課	夢	道路河川課	道
秘書広報課	秘	建築住宅課	建
人事課	人	会計管理室	
執行管理課	執	会計課	会
生涯学習部		上下水道部	
市民協働課	市協	上下水道総務課	上下総
人権啓発課	人権	水道課	水
地球環境子ども村課	地環	下水道課	下
総務部		教育委員会事務局	
総務課	総	教育委員会教育部	
自治防災課	自	教育総務課	教総
財政課	財	学校教育課	教学
税務課	税	社会教育課	教社
環境市民部		人権教育課	教人
環境政策課	環政	学校給食センター	教給
環境事業課	環事	図書館	教図
市民課	市	文化資料館	教文
保険医療課	保	教育研究所	教研
健康福祉部		監査委員事務局	監査
こども福祉課	こ福	選挙管理委員会事務局	選管
社会福祉課	社福	公平委員会事務局	公平
障害福祉課	障福	農業委員会事務局	農委
高齢福祉課	高福		
健康増進課	健増		
経済部			
農政課	農政		
農林整備課	農林		
国営事業推進課	国営		
商工観光課	商		

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第11号

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則（昭和42年亀岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように改める。

第7条 次の事項は、室長が専決する。

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号。以下「規程」という。）第7条に規定する部長の共通専決事項で所管事務に關すること。

1件500,000円以上1,000,000円未満の不用物件の処分及び売却に關すること。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行す

る。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第23号

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定により、消費生活センターを設置したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 名 称
亀岡市消費生活センター
- 2 住 所
亀岡市安町野々神8番地
(亀岡市役所内)
- 3 相談及びあっせんの事務を行う日及び時間
日 月曜日から金曜日まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
時間 午前9時から午後5時まで

「掲示済」

亀岡市告示第24号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成23年3月3日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 撤去した理由
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
JR並河駅前自転車放置禁止区域
JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
平成23年3月3日（木）
午後1時00分～午後3時30分
- 4 撤去し、保管した台数 9台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものがが必要です。
撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。
- 9 引取りのない場合の措置
保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。
連絡先
まちづくり推進部 桂川・広域交通課
電話（25）5083

「掲示済」

亀岡市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域及び名称の変更を行う旨届出があった。

なお、その効力は、平成23年3月5日から生じる。

平成23年3月4日

亀岡市長 栗山正隆

町	地番	付記
河原林町河原尻樋ノ田	1の1	
"	2の1	
"	3	
"	4	
"	5	
"	7の1	
"	7の2	
"	8の1	
"	8の2	
"	9の1	
"	10の1	
"	11の1	
"	12の1	
"	13の1	
"	14の1	
"	15の1	
"	16の1	
"	17の1	
"	18の1	
"	18の3	
"	19の1	
"	19の2	
"	19の3	
"	20の1	
"	20の2	
"	20の3	
"	21の1	
"	21の2	
"	22の1	
"	22の2	
"	23の1	
"	23の2	

町	地番	付記
河原林町河原尻樋ノ田	24の1	
"	24の2	
"	25の1	
"	25の2	
"	26	
"	27	
"	28の1	
"	28の2	
"	29	
"	30	
"	31の1	一部
"	31の2	
"	32の1	
"	32の2	
"	33の1	
"	33の3	
"	34の1	
"	34の2	
"	35の1	
"	35の2	
河原林町河原尻野本	14	一部
"	15の1	
"	16の1	
"	17の1	
"	18の1	
"	18の2	
"	19の1	
"	19の2	
"	20の1	
"	20の2	
"	20の4	
"	21の1	

町	地番	付記
河原林町河原尻野本	21の2	
"	22の1	一部
"	22の2	"
"	23の1	"
"	23の2	
"	24の1	一部
"	24の2	
"	25の1	一部
"	25の2	
"	26の1	一部
"	26の2	
"	27の2	一部
"	27の3	
"	28	一部
"	29	"
"	30	"
"	31	"
馬路町大河原	41	"
"	43	"
"	45	"
"	46の1	"
"	46の2	"
"	46の3	
馬路町豊堵	25の2	一部
"	26の1	"
"	26の2	"
馬路町湊尻	43	"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等をもって河原林町河原尻新樋ノ田に設定する。

町	地番	付記
河原林町河原尻蛇穴	22の2	

町	地番	付記
河原林町河原尻蛇穴	23の1	
"	23の3	
"	24の1	
"	24の4	
"	27の3	
"	27の4	
"	30の4	
河原林町河原尻水町	24の1	一部
"	24の2	"
"	25	"
"	26	"
"	27 28	"
"	29	"
"	30	"
"	31	
"	32の1	
"	32の2	
"	32の3	
"	33の1	
"	33の2	
"	33の3	
"	34の1	一部
"	34の2	
"	58	一部
"	59	"
馬路町月読	29の1	"
"	31	"
馬路町川九五	7	"
馬路町中芝	19	"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等を河原林町河原尻大樋に変更する。

町	地番	付記
馬路町月読	28	一部
〃	31	〃
〃	33	〃
〃	34	
河原林町河原尻大樋	1の1	一部

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等を河原林町河原尻水町に変更する。

町	地番	付記
馬路町湊尻	23	一部
〃	24	〃
〃	25	
〃	26	
〃	47の3	
〃	48	
馬路町田中前	33の1	一部
〃	33の2	〃
〃	33の3	〃
〃	34の2	〃
河原林町河原尻柳原	8の2	
〃	8の3	
〃	9の2	
〃	9の3	
〃	33の1	一部
〃	38の1	〃
〃	38の2	
〃	38の3	
〃	39の1	
〃	39の2	
〃	40	
〃	41	
〃	42の1	

町	地番	付記
河原林町河原尻柳原	42の2	一部
〃	43の1	
〃	43の2	
河原林町河原尻北垣内	59	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等を河原林町河原尻野本に変更する。

町	地番	付記
馬路町三軒屋	23の1	
〃	23の3	一部
〃	31の1	

上記の土地並びに馬路町川九五25の2及び27の1に隣接する水路の一部を馬路町中芝に変更する。

町	地番	付記
馬路町中芝	13の1	一部
〃	13の2	
〃	14の1	一部
〃	14の2	
〃	18	一部
〃	19	〃
〃	20の4	〃
〃	20の5	
〃	20の6	
〃	20の7	
河原林町河原尻大樋	32	一部
〃	38の1	〃
〃	39	〃
〃	47	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等を馬路町川九五に変更する。

町	地番	付記
馬路町川九五	1の1	一部
"	1の2	"
"	2の1	
"	2の2	
"	3の1	
"	3の2	
"	3の3	
"	3の4	
"	3の5	
"	4の1	
"	4の2	
"	5	一部
"	6	"
"	7	"
"	9の1	
"	9の2	
"	10	
"	11	
"	12	
"	13	
"	14	一部
"	15	"
"	17の1	
"	17の2	
"	18の1	
"	18の2	
"	19の1	一部
"	19の2	
"	20の1 22	の1 一部
"	20の1 22	の2 "

町	地番	付記
馬路町川九五	24	一部
〃	28	〃
馬路町下寓家田	15の1	〃
〃	15の2	〃
〃	16の1	〃
〃	16の2	〃
〃	18の2	
〃	19の2	
〃	20の2	
馬路町狐瀬	1の2	
〃	3の2	
〃	18の2	
〃	1001	一部
馬路町月読	19の1	〃
〃	19の2	〃
河原林町河原尻大樋	20の1	〃
〃	29	〃
〃	30	〃
〃	31	〃
〃	32	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等を馬路町下高樋に変更する。

町	地番	付記
馬路町下寓家田	8の1	一部
〃	8の2	〃
〃	9の1	〃
〃	9の2	
〃	10の1	一部
〃	10の2	
〃	11の1	一部
〃	11の2	

町	地番	付記
馬路町下寓家田	12の1	一部
"	12の2	
"	13	一部
"	14	"
"	15の1	"
"	16の1	"
"	16の2	"
"	17の2	
"	17の3	
"	17の4	
"	18の3	
"	18の4	
"	19の1	
"	20の1	
"	21の1	
"	21の2	
"	22の1	
"	22の2	
"	23の1	
"	23の2	
"	24	一部
"	25	"
"	32	"
"	33	"
馬路町下高樋	10	"
"	11の1	"
"	11の2	
"	12の2	
"	12の3	
"	12の4	
"	13の1	一部
"	14の1	"

町	地番	付記
馬路町川九五	5	一部
〃	6	〃
〃	7	〃
〃	8	
河原林町河原尻水町	26	一部
〃	27	〃
	28	
〃	29	〃
〃	30	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路等並びに河原林町河原尻大樋16に隣接する水路の一部を馬路町月読に変更する。

町	地番	付記
馬路町月読	1	一部
〃	2	
〃	3	
〃	4	
〃	5	
〃	6	
〃	7	
〃	8の1	一部
〃	8の2	〃
〃	23の1	〃
〃	24	〃
〃	25	〃
〃	26の1	〃
〃	26の2	〃
〃	27	〃
〃	28	〃
〃	31	〃
〃	32	

町	地番	付記
馬路町月読	33	一部
馬路町大河原	2の2	〃
〃	2の3	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等を馬路町下寓家田に変更する。

町	地番	付記
馬路町下寓家田	1の1	一部
〃	1の2	〃
〃	30	〃
〃	32	〃
〃	35	〃
馬路町越前	24の1	〃
〃	24の2	
〃	25の2	
〃	25の3	一部
〃	25の5	〃
馬路町月読	1	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路等並びに河原林町河原尻樋ノ田32の1、33の1、34の1及び35の1に隣接する水路の一部を馬路町大河原に変更する。

町	地番	付記
馬路町大河原	45	一部
〃	46の1	〃
〃	46の2	〃
馬路町湊尻	3の1	〃
〃	4	〃
〃	5	〃
〃	16	〃
〃	17	
〃	18	

町	地番	付記
馬路町湊尻	19	
"	20	
"	21	
"	22	一部
"	27	"
"	28	
"	29	
"	30	
"	31	
"	32	
"	33	
"	34	一部
"	35	
"	36	一部
"	37	
"	38	
"	39	
"	40	
"	41	
"	42	
"	43	一部
"	44	
"	45	
"	46	一部
河原林町河原尻野本	30	"
"	31	"

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路等並びに河原林町河原尻樋ノ田23の2に隣接する水路の一部を馬路町豊堵に変更する。

町	地番	付記
馬路町田中前	20	一部

町	地番	付記
馬路町田中前	21	一部
"	28	
"	28の1	
"	28の2	
"	28の3	一部
"	28の4	"
"	29	
"	29の1	
"	30の1	
"	30の2	
"	30の3	
"	30の4	
"	31の1	
"	31の2	
"	31の3	一部
"	32の1	
"	32の2	
"	32の5	
"	32の6	一部
"	33の1	"
"	33の2	"
"	33の3	"
"	34の1	
"	34の2	一部
"	42の2	"
馬路町小文字	29の1	"
"	29の2	"
馬路町前ノ田	14の2	
"	14の3	一部
"	14の4	"
"	15の1	"
"	15の2	"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等を馬路町測尻に変更する。

町	地番	付記
馬路町下高樋	102	一部
馬路町川九五	1の1	〃
〃	1の2	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等を馬路町三軒屋に変更する。

町	地番	付記
馬路町下高樋	1	一部
〃	2の1	〃
〃	2の2	〃
馬路町上寓家田	6の1	〃
〃	6の2	〃
馬路町下寓家田	15の1	〃
〃	15の2	〃
馬路町狐瀬	3の3	
〃	5の4	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等を馬路町上高樋に変更する。

町	地番	付記
馬路町下寓家田	1の1	一部
〃	2の1	〃
〃	3の1	〃
〃	4の1	〃
〃	5の1	〃
〃	6の1	〃
〃	7の1	〃
〃	7の3	〃
〃	8の1	〃

町	地番	付記
馬路町下寓家田	9の1	一部
〃	10の1	〃
〃	11の1	〃
〃	12の1	〃
〃	13	〃
〃	14	〃
〃	15の1	〃
馬路町堂ノ西	28	〃
〃	29	〃
〃	33の1	〃
〃	33の2	〃
〃	34	〃
〃	35の1	
〃	35の2	一部
馬路町越前	3の3	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路等並びに馬路町上高樋7及び9に隣接する水路の一部を馬路町上寓家田に変更する。

町	地番	付記
馬路町堂ノ前	20の3	
〃	21の2	
〃	21の4	
馬路町上寓家田	17	一部
〃	18	
〃	19の1	一部
〃	19の2	〃
〃	22の3	〃
馬路町下寓家田	1の1	〃
〃	2の1	〃
〃	3の1	〃
〃	4の1	〃

町	地番	付記
馬路町大河原	8	一部
"	9	"
"	13の3	"
"	14	"
馬路町堂ノ西	32の2	
"	33の1	一部
"	33の2	"
"	35の1	"
"	35の2	"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等を馬路町越前に変更する。

町	地番	付記
馬路町堂ノ前	8	一部
"	15の1	"
"	15の2	
"	16	
"	17	一部
馬路町越前	8の2	
"	9の2	
"	30	一部
"	31の1	
"	31の2	
"	32の1	
"	32の2	
"	33	一部
"	34の1	"
"	34の2	
"	36の1	
"	36の2	
"	37の1	
"	37の2	

町	地番	付記
馬路町越前	37の3	
"	37の4	
"	37の5	
"	38の1	一部
"	38の2	
"	39の1	一部
"	39の2	"
馬路町前ノ田	21	"
"	22	"
"	23の1	"
"	23の3	"
馬路町大河原	13の3	"
"	15の1	"
"	15の3	"
馬路町豊堵	1の1	"
"	1の3	
"	2の1	一部

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等を馬路町小文字に変更する。

町	地番	付記
馬路町小文字	25	一部
"	26	
"	27	一部
"	28の1	
"	28の2	
"	29の1	一部
"	29の2	"
"	30	"
馬路町豊堵	1の1	"
"	1の2	"
馬路町湊尻	2の1	

町	地番	付記
馬路町測尻	2の2	
〃	2の3	一部
〃	3の1	〃
〃	3の2	
〃	3の3	一部
〃	4	〃
〃	5	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等を馬路町前ノ田に変更する。

町	地番	付記
馬路町秋吉	36	一部
〃	37	〃
〃	38	〃
〃	39	〃
〃	40	〃
〃	41	〃
〃	42	〃
〃	43	〃
〃	44	〃
馬路町上寓家田	1	〃
〃	2	〃
〃	26	〃
〃	27	〃
〃	28	
〃	29の2	一部

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路等、馬路町上高樋10の1に隣接する水路並びに馬路町中島24の1、24の4、25の1、29、30、31及び32に隣接する水路の一部を馬路町堂ノ西に変更する。

町	地番	付記
馬路町下高廻	7	一部
〃	7の1	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路等並びに馬路町中島26、28の1及び28の2に隣接する水路の一部を馬路町秋吉に変更する。

町	地番	付記
馬路町秋吉	42	一部

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路等並びに馬路町中島28の1及び28の2に隣接する道路の一部を馬路町下高廻に変更する。

備考 地番は、平成20年7月18日現在のものである。

「揭示済」

亀岡市告示第26号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年3月7日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0308-65006

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成22年4月1日
- 3 無効になる日
 平成23年3月7日

「掲示済」

亀岡市告示第27号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月8日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「掲示済」

亀岡市告示第28号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、平成23年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

平成23年3月18日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧期間 平成23年4月1日から
 平成23年5月31日まで
 （閉庁日を除く）
- 2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市総務部税務課

「掲示済」

亀岡市告示第29号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成23年3月23日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成23年3月23日(水)

午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 14台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。

返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。

撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

連絡先

まちづくり推進部 桂川・広域交通課

電話(25)5083

「揭示済」

亀岡市告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域及び名称の変更を行う旨届出があった。

なお、その効力は、平成23年3月26日から生じる。

平成23年3月25日

亀岡市長 栗山正隆

町	地番	付記
保津町三ノ坪	53	一部
〃	53の1	
〃	56	一部
〃	56の1	
〃	61	一部
〃	61の1	

上記の土地並びにその土地に隣接する水路を保津町四ノ坪に変更する。

町	地番	付記
保津町四ノ坪	1の1	
〃	6の1	
〃	8の1	
〃	9の1	
〃	10の1	
〃	11の1	

上記の土地を保津町三ノ坪に変更する。

町	地番	付記
保津町三ノ坪	45の6	一部
保津町八ノ坪	30の1	〃
〃	30の2	〃
〃	30の3	

上記の土地並びにその土地に隣接する道路及び水路の一部、並びに保津町八ノ坪26の1に隣接する道路、水路の一部を保津町宮ノ上に変更する。

町	地番	付記
保津町三ノ坪	30の1	一部
保津町八ノ坪	18の2	〃

上記の土地、その土地に隣接する道路、水路並びに保津町武者田19の1に隣接する保津町八ノ坪の水路の一部を保津町武者田に変

更する。

町	地番	付記
保津町三ノ坪	31の1	一部
〃	31の2	〃
〃	32の1	〃
〃	32の2	
〃	33の1	一部
〃	33の2	〃
〃	43の2	〃
保津町武者田	17の2	〃
〃	17の3	〃
〃	18の2	〃
〃	19の1	〃
保津町宮ノ前	24	〃

上記の土地並びにその土地に介在する道路及び水路を保津町八ノ坪に変更する。

町	地番	付記
保津町宮ノ上	56の1	一部
保津町八ノ坪	6の1	〃
〃	28の1	〃
〃	29	
〃	30の1	一部

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を保津町宮ノ前に変更する。

備考 地番は、平成22年3月18日現在のものである。

「揭示済」

亀岡市告示第31号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第32号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部道路河川課において平成23年4月1日から平成23年4月14日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 路線番号 13007
- 2 路線名 池尻宇津根線

3 道路の区域

区 間(その1)	変 更 前 後 別	記 号	最 小 幅 員 最 大 幅 員	延 長	備 考
亀岡市河原林町河原尻野本13番先から 亀岡市河原林町河原尻上福井1004番先を経て 亀岡市河原林町河原尻上福井100番先まで	前	A	$\frac{4.60m}{7.33m}$	427.97m	A = 現道 B = 新道
亀岡市河原林町河原尻野本13番先から 亀岡市河原林町河原尻上福井1005番先を経て 亀岡市河原林町河原尻上福井100番先まで	後	B	$\frac{11.00m}{12.27m}$	420.00m	

区 間(その2)	変 更 前 後 別	記 号	最 小 幅 員 最 大 幅 員	延 長	備 考
亀岡市河原林町勝林島北島119番先から 亀岡市河原林町勝林島西垣内40番3先を経て 亀岡市河原林町勝林島越前104番先まで	前	A	$\frac{3.47m}{8.19m}$	716.80m	A = 現道 B = 新道
亀岡市河原林町勝林島北島119番先から 亀岡市河原林町勝林島稻荷100番先を経て 亀岡市河原林町勝林島越前104番先まで	後	B	$\frac{12.27m}{12.27m}$	700.00m	

「 掲 示 済 」

亀岡市告示第33号

亀岡市老人生きがい対策事業補助金交付要綱(昭和57年亀岡市告示第83号)は、廃止する。

平成23年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

「 掲 示 済 」

亀岡市告示第34号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第35号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第12号を削り、同条第13号を同条第12号とし、同条第14号を同条第13号とし、同条第15号中「地方交付税、寄附金、分担金及び繰入金」を「寄附金」に改め、同号を同条第14号とし、同条第16号を同条第15号とし、同条第17号を同条第16号とする。

第9条を次のように改める。

（総務部長の専決事項）

第9条 次の事項は、総務部長が専決する。

1件20,000,000円以上の市税の収入命令に関すること。

特に規定するもののほか、1件5,000,000円以上20,000,000円未満の支出負担行為の決定に関すること。

1件1,000,000円以上2,000,000円未満の負担金、補助及び交付金の決定に関すること。（財産区

特別会計に関するものを除く。)

財産区特別会計における1件2,000,000円以上20,000,000円未満の支出負担行為の決定に関すること。

財産区特別会計における1件300,000円以上2,000,000円未満の負担金、補助及び交付金の決定に関すること。

1件5,000,000円以上20,000,000円未満の債務負担行為を伴う契約の締結及び長期継続契約の締結に関すること。

第9条の2を次のように改める。

(健康福祉部長の専決事項)

第9条の2 生活保護法(昭和25年法律第144号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童手当法(昭和46年法律第73号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による扶助費の支出負担行為(1件2,000,000円以上)の決定及び支出命令(1件20,000,000円以上)に関することは、健康福祉部長が専決する。

第10条を次のように改める。

(経済部長の専決事項)

第10条 1件3,000,000円以上20,000,000円未満の工事箇所及び工事目的の定まっている工事の施行の決定並びに契約に関することは、経済部長が専決する。

第11条を次のように改める。

(まちづくり推進部長の専決事項)

第11条 1件3,000,000円以上20,000,000円未満の工事箇所及び工事目的の定まっている工事の施行の決定並びに契約に関することは、まちづくり推進部長が専決する。

第14条の次に次の1条を加える。

(夢ビジョン推進課長の専決事項)

第14条の2 セーフコミュニティの推進に必要な資料の収集及び調査に関することは、夢ビジョン推進課長が専決する。

第19条第2号中「1,000,000円」を「20,000,000円」に改める。

第24条を次のように改める。

(こども福祉課長の専決事項)

第24条 保育委託料の支出負担行為の決定及び支出命令に関することは、こども福祉課長が専決する。

第27条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第29条第6号中「2,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同条第7号を削る。

第30条第3号中「2,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同条第4号を削る。

第32条第4号中「2,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同条第5号を削る。

第33条第4号中「2,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同条第5号を削る。

第34条第3号中「2,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同条第4号を削る。

第35条第7号中「2,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同条第8号を削る。

第36条第3号中「2,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同条第4号を削る。

第39条から第47条までを削り、第48条を第39条とし、第49条及び第50条を9条ずつ繰り上げる。

別表第1財務に関する事項を次のように改める。

事 項	市 長	副市長	部 長	課 長	副課長
1 収入命令に関すること。					
2,000万円以上					
100万円以上2,000万円未満					
100万円未満					
2 支出負担行為の決定に関すること。					
特に規定するもののほか5,000万円以上					
特に規定するもののほか2,000万円以上5,000万円未満					
特に規定するもののほか200万円以上500万円未満					
特に規定するもののほか10万円以上200万円未満					
特に規定するもののほか10万円未満					
3 支出命令に関すること。					
特に規定するもののほか2,000万円以上					
特に規定するもののほか200万円以上2,000万円未満					
特に規定するもののほか200万円未満					
4 負担金、補助及び交付金の決定に関すること。					
500万円以上					
200万円以上500万円未満					
30万円以上100万未満					
30万円未満					
5 工事の施行決定及び契約に関すること。					
5,000万円以上					
特に規定するもののほか2,000万円以上5,000万円未満					
6 不用物件の処分及び売却決定に関すること。					
300万円以上					
100万円以上300万円未満					
7 報酬、給与及び賃金(短期雇用のものを除く。)の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。					
30万円以上					
30万円未満					
8 電灯、電力、水道及び電話の使用料並びに郵送料の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。					
30万円以上					
30万円未満					
9 軽易、定例又は既定標準による公課、報償金、繰替金、手数料、保険料及び使用料の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。					
30万円以上					
30万円未満					
10 債務負担行為を伴う契約の締結及び長期継続契約の締結に関すること。					
5,000万円以上					
2,000万円以上5,000万円未満					
200万円以上500万円未満					
10万円以上200万円未満					
10万円未満					
上記金額は、契約期間内の総合計とする。					

別表第2中「第49条関係」を「第40条関係」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市総合計画策定委員会設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市総合計画策定委員会設置規程を廃止する訓令

亀岡市総合計画策定委員会設置規程（平成21年亀岡市訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第18号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成23年3月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成23年3月15日 午後3時00分
- 2 捕獲場所 亀岡市東別院町鎌倉付近
- 3 種 類 雑種
- 4 毛 色 白
- 5 性 別 雄
- 6 体 格 大
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 そ の 他 青の首輪

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成23年3月19日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第19号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

平成23年3月18日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間
平成23年3月18日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 経済部農政課

「揭示済」

任免及び辞令

栗林高宏
亀岡市休日急病診療所薬剤師に委嘱します
平成23年3月1日

大西辰彦
亀岡市行政改革推進委員の委嘱を解きます
日下部一郎
（各通） 松山邦雄
豊開美智子
亀岡市休日急病診療所薬剤師の委嘱を解きます
平成23年3月31日

議会事務局欄

規則

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月14日

亀岡市議会議長 石野善司

亀岡市議会規則第1号

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中議会だより編集委員会の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月8日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄
亀岡市監査委員職務執行者
野々村嘉平

- 1 監査の種類 平成22年度定期監査
- 2 監査の期間 平成22年12月20日～平成23年3月1日
- 3 監査対象課等
経済部（農政課、農林整備課、国営事業推進課、商工観光課）
農業委員会事務局
- 4 監査の対象
監査対象課等にかかる平成22年度の財務に関する事務の執行
- 5 監査の方法
財務に関する事務の執行について、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、関係各課長等への質問調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

経済部

以下の各課にかかる平成22年11月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 農政課

農業振興助成金（日替わりシェフレストラン事業）、農業振興助成金（地産地消推進事業）及び京の黒大豆・小豆等産地づくり事業補助金について、農業振興助成金交付要綱に基づき交付されているが、具体的な対象経費が明確でなかった。

補助金交付及び確定事務を適正に行うため、具体的な補助対象経費について明確にされたい。

イ 農林整備課

農道等市有地占用料の納入通知書に記載された納期限が6月以降のものとなっていた。

会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とすると財務規則に定められている。

規定に基づいた適正な事務処理をされたい。

ウ 国営事業推進課

特に指摘する事項はなかった。

エ 商工観光課

市有地占用料の納入通知書に記載された納期限が5月以降のものとなっていた。

会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とすると財務規則に定められている。

規定に基づいた適正な事務処理をされたい。

農業委員会事務局

平成22年11月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、耕作等証明手数料の納期限が、証明日の7日後や22日後となっていた。

亀岡市手数料徴収条例には、手数料を徴収する事項についての申請があった際に、申請者から徴収すると定められている。

条例に基づき適正な事務処理をされたい。

以上が、経済部、農業委員会事務局に係る平成22年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

総括事項

今年度の監査にあたっては主に次の事項を主眼において実施した。

監査の主眼

- ・財務に関する事務の執行状況が適正に行われているか。
- ・事務事業が計画的にかつ効果的に進められているか。
- ・事務事業は市民福祉の増進に努めた内容となっているか。

- 1 歳入関係において、納入通知書における納期限の記載について規定に基づき記載さ

れていないなど、基本的な事務処理が行われていない事例が見受けられた。財務規則をはじめ、法令に基づき適正な事務処理の徹底を再度図られたい。

- 2 歳出関係において、補助金交付基準が明確でないものについては、これまでから補助金要綱等の基準の整備について指導をしているところであるが、未だ整備されていないものが見受けられる。今後、補助金の目的、補助対象経費を明確にした基準を設けるとともに、補助金の必要性、効果等を充分検証することが望まれる。

なお、今後も開かれた市政の推進と更なる効率的な行政運営の確立を目指し、農業振興や地域経済の活性化を図るため事務事業における事業効果を検証し、市民福祉の増進に努められることを強く望むものである。

「揭示済」

亀岡市監査公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月18日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄
 亀岡市監査委員職務執行者 野々村嘉平

1 監査の種類 平成22年度財政援助団体監査

2 監査の対象及び範囲

亀岡市森林組合、亀岡市観光協会の次の財政援助に係る出納その他の事務並びに経済部農林整備課、商工観光課の同財政援助に係る事務の執行について

(1) 亀岡市森林組合

平成21年度作業道整備事業補助金	2,400,000円
平成21年度森林保全管理巡視事業補助金	472,500円
平成21年度森林組合育成事業補助金	725,000円
平成21年度緑の担い手育成事業補助金	1,621,280円
平成21年度居住地森林環境整備事業補助金	1,822,000円
(里山エリア再生事業補助金)	
平成21年度森林整備地域活動支援交付金事業補助金	10,566,050円
平成21年度緑の公共事業補助金	1,069,300円

(2) 亀岡市観光協会

平成21年度亀岡市観光協会事業補助金	23,512,000円
(内訳) 亀岡市観光協会運営費補助金	14,315,000円
亀岡市観光協会宣伝事業等補助金	7,500,000円
亀岡市観光協会事務所等維持管理補助金	1,697,000円

3 監査の期間

平成22年12月17日から平成23年3月1日まで

4 監査の方法

団体及び関係課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し監査を実施した。

5 団体及び補助金の概要

(1) 亀岡市森林組合

ア 団体の概要

(ア) 設立の目的・事業

亀岡市森林組合（以下、「森林組合」という。）は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とし、主に次の事業を行っている。

- ・ 組合員を対象とした森林経営指導
- ・ 病虫害防除、組合員の森林の保護に関する事業
- ・ 組合員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管、販売

(イ) 組織等（平成22年3月31日現在）

役員	代表理事組合長	1人	理事	18人
	監事	3人		
事務局	参事	1人	課長補佐	1人
	会計主任	1人	主任	1人
会員	正組合員	1,678人	准組合員	1人

(ウ) 主な事業実施状況（平成21年度実績）

部 門	事 業 内 容
指導部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林組合だより「SINRIN」第94号、第95号の発行。 ・ 森林ボランティア、企業による森づくり運動を通して指導、PRを実施。 ・ 作業員及び職員の各種資格の取得、安全講習会等の受講により技術等の向上を図る。
購買部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山林用苗木、椎茸菌、菌打ち原木、一般資材等の販売 ・ 機械点検、展示即売会 ・ 猪・鹿よけの防除網等の販売
森林整備・利用部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備（間伐等） ・ 治山工事（主に間伐作業） ・ 病虫害防除（主に松くい虫防除） ・ 受託森林経営（造林、保育） ・ 作業道開設、補修工事

イ 補助金の概要

平成21年度に亀岡市から森林組合へ交付された補助金総額18,676,130円で、補助対象事業及びその内訳等は次のとおりである。

(単位：円)

補助対象事業等	事業費	補助金	補助内容
作業道整備事業補助金	7,000,000	2,400,000	作業道開設に対する補助
森林保全管理巡視事業補助金	945,000	472,500	森林保全管理水準の維持向上に対する補助

森林組合育成事業補助金	1,450,000	725,000	林業経営の教育、 相談活動等の充実 に対する補助
緑の担い手育成事業補助金	2,161,707	1,621,280	基幹的作業員の社会 保険掛金の事業 主負担補助
居住地森林環境整備事業補助金 (里山エリア再生事業補助金)	9,111,389	1,822,000	森林環境の整備に 対する補助
森林整備地域活動支援交付金 事業補助金	10,566,050	10,566,050	森林の現況調整、 地域活動支援に 対する補助
緑の公共事業補助金	1,783,296	1,069,300	間伐・間伐材搬出 に対する補助

(2) 亀岡市観光協会

ア 団体の概要

(ア) 設立の目的・事業

亀岡市観光協会(以下、「観光協会」という。)は、観光事業の健全な進展を図り、亀岡市の産業発展に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- ・観光地及び物産の宣伝紹介
- ・観光施設の整備拡充
- ・観光資源の開発拡充
- ・観光事業に関する調査、研究、指導
- ・観光案内所の運営
- ・観光事業を行う機関、並びに団体との連絡協調

(イ) 組織等(平成22年3月31日現在)

役員	会長	1人	副会長	3人
	理事	32人	監事	2人
	顧問	8人	参与	2人
事務局	事務局長	0人	事務局員	2人
	アルバイト	6人		
会員		214人		

(ウ) 主な事業実施状況(平成21年度実績)

事業名	項目	日付等
観光振興事業	・第37回『亀岡光秀まつり』参画	21.5.2~21.5.3
	・亀岡平和祭『亀岡大踊り大会』後援	21.8.6
	・亀岡平和祭『保津川花火大会』共催	21.8.7
	・丹波/亀岡『夢コスモス園』開催(主管)	21.9.19~21.11.1
	・保津川下り『春の開幕行事』共催	22.3.10

観光宣伝事業	<ul style="list-style-type: none"> 各種観光キャンペーン ・光秀まつりPRキャンペーン ・京都中部圏観光キャンペーン参画 新型インフルエンザ風評被害対策キャンペーン ・JR京都、新大阪駅ほか 	21.4.28 22.2.15～22.2.19 21.6.19～21.11.13
	<ul style="list-style-type: none"> 雑誌・テレビ取材協力 ・テレビ、ラジオ、新聞、観光雑誌等取材協力 	随時
	<ul style="list-style-type: none"> その他の事業 ・「亀岡名産品フェア」参画 ・観光協会ホームページ全面更新 	21.9.30～21.10.6 21.11.21～21.11.27 22.3
観光掘起し事業	<ul style="list-style-type: none"> 紅葉の名所PR事業 ・神藏寺ライトアップ ・龍潭寺ライトアップ ・大本ライトアップ ・紅葉の亀岡めぐりツアー 	21.11.7～21.11.14 21.11.12～21.11.19 21.11.15～21.11.23 21.11.15～21.11.22
	<ul style="list-style-type: none"> 亀岡市観光写真コンテスト (募集) (展示)	21.12.1～22.1.31 22.2.22～22.3.11
観光掘起し事業	<ul style="list-style-type: none"> 丹波亀山城築城400年プレ事業 ・城下町お宝探しゲーム 共催 ・なんでも鑑定団・出張鑑定 in 亀岡 主催 	21.8.15～21.11.15 21.11.1
	<ul style="list-style-type: none"> 光秀公NHK大河ドラマの実現に向けた取組み ・日本放送協会へゆかりの各地とともに要望 ・署名活動の展開 ・第3回連絡協議会(岐阜県恵那市) 	21.5.11 21.4.1～ 21.9.7
	<ul style="list-style-type: none"> その他観光推進事業 ・ハイキング事業協力 ・夢コスモス園、穴太寺等周遊チケット ・亀岡『花灯路』事業 ・米国人農業体験ツアー 	随時 21.9.26～21.11.1 21.10.23～21.10.24 21.7.3～随時
環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 各種環境整備事業 ・岩つつじ補植 ・平和祭花火大会クリーン作戦 ・花の名所づくり事業 ・道路整備に関する要望を関係団体とともに行政機関等へ提出 	21.6.10 21.8.8 随時 22.1.12 22.3.22
	<ul style="list-style-type: none"> トロッコ関連整備事業 ・観光案内業務(トロッコ亀岡駅観光案内所) ・特産品販売業務(馬堀駅前商店街 委託) ・駅前広場周辺植栽・美化事業 	21.4.1～ 21.4.1～ 21.4.1～
協賛・後援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲大神宮花まつり(出雲流花踊り) ・愛宕神社鎮火祭 ・ききょうの里 協賛 ・佐伯灯籠祭 ・亀岡祭(山鉾めぐりスタンプラリー) ・城下町フェスティバル ・その他、各種事業の後援 	21.4.18 21.4.24 21.6.20～21.8.2 21.8.14 21.10.23～21.10.25 21.10.23～21.10.24 随時

組織 向上 事業	視察研修 ・観光先進地視察	22.3.25
	その他 ・新規会員加入促進	随時

イ 補助金の概要

平成21年度に亀岡市から観光協会へ交付された補助金総額は23,512,000円で、補助対象事業及びその内訳は次のとおりである。

(単位：円)

補助対象事業等	事業費	補助金	補助内訳
観光協会運営費補助金	14,370,507	14,315,000	職員給与 福利厚生費 諸手当 賃金
観光協会宣伝事業等補助金	10,729,428	7,500,000	観光宣伝費 環境整備費 観光推進事業費
観光協会事務所等維持管理補助金	2,897,450	1,697,000	消耗品費 光熱水費 通信運搬費 使用料及び賃借料 備品購入費

6 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 亀岡市森林組合に対する監査の結果

補助金にかかる事務の執行について、補助金の交付条件に基づき帳簿等の整備がなされておらず、補助金の支出内訳が明確でないものがあった。

補助金にかかる事務の執行にあたっては、交付条件を遵守し、帳簿等を作成して収支の会計処理を明確にし、補助金の目的に従って適正な事務処理に努められたい。

(2) 亀岡市観光協会に対する監査の結果

補助金にかかる事務の執行において、伝票に支払年月日の記載がなく領収書等証拠書類等に不備のあるもの、一部支出科目が適正でないものなどが見受けられた。

補助金にかかる事務の執行にあたっては、収支の会計処理において責任体制の明確化を図り、帳票及び添付書類等の整備を行うなど適正な事務処理に努められたい。

(3) 経済部農林整備課に対する監査の結果

補助金の確定交付事務において、交付決定時の指令書に明記されている交付条件の履行が確認されないまま確定されていた。

亀岡市林業振興及び森林環境対策事業補助金交付要綱には、実績報告を受けたときは必要な調査を行い、補助対象者に通知しこれを交付すると規定されている。

今後、交付確定を行う際には、交付条件等に適合しているか、補助金の使途が当該交付の趣旨に沿ったものであるか、履行が適正になされているかについて、調査、指導の徹底に努められたい。

(4) 経済部商工観光課に対する監査の結果

補助金の交付事務について、観光協会事業補助金における交付決定通知がなされていなかった。

亀岡市補助金等交付規則には、補助金の交付決定通知については、決定した事項を速やかに交付申請者に対して通知することと規定されている。

規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月18日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄
亀岡市監査委員職務執行者 野々村嘉平

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 平成22年度定期監査 |
| 2 監査の期間 | 平成23年1月17日～平成23年3月17日 |
| 3 監査対象課等 | 上下水道部（上下水道総務課、水道課、下水道課）
市立病院 |
| 4 監査の対象 | 監査対象課等にかかる平成22年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について |

5 監査の方法 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、関係各課長等への質問調査を行った。

6 監査の結果 監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。
なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 上下水道部

以下の各課にかかる平成22年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 上下水道総務課・水道課（上水道事業会計）

その他雑収益にかかる収入事務について、納期限は記載されているが、それぞれ納期限の設定が不明瞭である。

上下水道事業会計規程には納期限の取り扱いについては定められておらず、規定に明記をするなど適正な事務処理をされたい。

イ 上下水道総務課・水道課（簡易水道事業特別会計）

特に指摘する事項はなかった。

ウ 上下水道総務課・下水道課（下水道事業会計）

その他雑収益にかかる収入事務について、納期限は記載されているが、それぞれ納期限の設定が不明瞭である。

上下水道事業会計規程には納期限の取り扱いについては定められておらず、規定に明記をするなど適正な事務処理をされたい。

エ 上下水道総務課・下水道課（地域下水道事業特別会計）

農業集落排水事業分担金の収入事務について、地元分担金にかかる納入通知書の納入期限が、8月末日となっていた。

地域下水道事業分担金徴収条例には、納入期日については、納入通知書を発する日から14日以内とすると定められている。

分担金徴収条例に基づき適正な事務処理をされたい。

以上が、上下水道部にかかる平成22年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

今回の監査において、財産管理における現金等の保管状況についてはおおむね適正に管理され

ていたが、上下水道事業にかかる備品台帳については、個々の備品が特定できるよう型番等の記載についても整備されたい。

また、上下水道料金については、今年度2期分から料金改定を行うなど経営の健全化に努められているところであるが、未収金対策については、負担の公平性を図る上からも更なる取り組みに努められたい。

今日の厳しい財政状況のもと、市民生活には欠かすことの出来ない安全でおいしい水の安定供給及び快適な水環境の実現を図るために、更なる業務の効率化、合理化を進め、健全な事業経営に努められたい。

(2) 市立病院(病院事業会計)

平成22年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。特に指摘する事項はなかった。

以上が、市立病院にかかる平成22年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

今回の監査において、財産管理における現金等の保管状況についてはおおむね適正に管理されていた。

なお、病院事業会計における退職給与引当金については、適切な財政状態の表示及び期間損益計算の適正化を図るためにも、毎年度計上することが望ましい。

また、病院管理運営について、経営の健全化を進める中で、診療の自己負担や差額ベッド等の医療外収益の未収金が年々増加していることについては、更なる取り組み強化に努められたい。

今後も市立病院の理念でもある急性期医療を中心とした適切かつ良質な医療の提供、地域医療機関と連携し、地域に求められる救急医療・高度医療に取り組み、市民の理解と信頼を得られる病院運営に努められたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第6号

地方自治法第199条第2項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月18日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄
亀岡市監査委員職務執行者 野々村嘉平

第1 監査の概要

1 監査の種類 平成22年度行政監査

2 監査のテーマ 随意契約事務について

3 監査の目的

随意契約とは、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に選定した特定の者を相手として締結する契約のことである。

随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令又は地方公営企業法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法である。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比べ手続きが簡略であること、また、契約の目的に適した業者を選定でき、履行の確実性が確保できるという利点がある。しかし、その運用を誤ると相手方の固定化を招き、しかも契約自体が情実に流され、公正を妨げる事態を生じさせるおそれがある。さらには、業者との癒着という事態を招かないとも言えない。

については、随意契約の事務の内容を審査し、それら事務の適法性、公平性、効率性等を主眼に監査した。

4 着眼点

(1) 関係法令等に基づき事務処理が適正にされているか。

- ・競争入札にすべきものはないか。
- ・随意契約の理由が記載されているか。
- ・予定価格は設定されているか。

(2) 業者見積もりによる場合、なるべく2人以上の者から見積書を徴しているか。

(3) 同様の業務内容に対して、契約間で積算単価に相違はないか。

(4) 随意契約の理由は適正か。(地方自治法施行令第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項の各号)

ア 第1号 予定価格が規則(管理規程)で定める金額以下のもの。

イ 第2号 性質又は目的が競争入札に適しないもの。

ウ 第3号 特定の施設等から規則(管理規程)で定める手続きにより物品等を調達する契約をするとき。

エ 第4号 特定の者が新商品として生産する物品を、規則(管理規程)で定める手続きにより買入れる契約をするとき。

オ 第5号 緊急の必要によるもの。

カ 第6号 競争入札に付することが不利なもの。

キ 第7号 著しく有利な価格で契約できるもの。

ク 第8号 入札者又は落札者がいないとき。

ケ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。

(5) 一者特命の随意契約の場合、他の業者でもできる業務内容となっていないか。

(6) 社会情勢の変化等に伴って随意契約の見直しがされているか。

5 監査の対象 平成22年4月1日から同年11月30日までの間に締結した随意契約、又は、効力を有している随意契約のうち、1件30万円(工事請負契約については50万円)以上の随意契約(単価契約については、年間支出予定総額で判断した)。

6 監査の期間 平成22年12月20日から平成23年2月28日

7 監査の対象部局等

対 象 部 局 等	
議会事務局	
資産活用プロジェクト	
企画管理部	企画政策課 秘書広報課 人事課 執行管理課
健康福祉部	こども福祉課 社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 健康増進課
経済部	農政課 農林整備課 国営事業推進課 商工観光課
会計管理室	会計課
上下水道部	上下水道総務課 水道課 下水道課
市立病院管理部	病院総務課 医事課
農業委員会事務局	

8 監査の方法 監査対象部局等から提出された行政監査調書の中から、抽出を行い関係書類の提出を求め、関係各課長等への質問を行った。

第2 随意契約事務の状況

行政監査調書の集計結果の概要は次のとおりであった。

1 部・局・室別随意契約状況について

監査対象部・局・室全体で、随意契約の件数は、合計307件であった。部・局・室別の状況は表1のとおりである。

上下水道部が115件(37.5%)で最も多いが、その主な要因は、浄水場・浄化センター等の施設維持、汚泥の処分・運搬に係る業務委託契約等によるものである。次いで、健康福祉部の75件(24.4%)で、その主な要因は、検診業務委託、システム保守・改修等の業務委託契約によるものであった。

表1 部・局・室別随意契約件数

部 局 名	件数(件)	構成比(%)	内、1人から見積書徴した件数	
			件数(件)	構成比(%)
議会事務局	1	0.3	1	0.4
資産活用プロジェクト	2	0.7	0	0.0
企画管理部	14	4.6	11	4.9
健康福祉部	75	24.4	54	24.0
経済部	28	9.1	22	9.8
会計管理室	5	1.6	4	1.8
上下水道部	115	37.5	82	36.4
市立病院 管理部	67	21.8	51	22.7
農業委員会事務局	0	0.0	0	0.0
合 計	307	100	225	100

件数については、同一業務で相手方が複数あるものは同一業務でカウントしている。

2 随意契約の法的根拠について

随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号から第9号に規定されている。

監査対象部局等が随意契約をした法的根拠規定別件数は表2のとおりであり、同条第2号(性質又は目的が競争入札に適しない)を適用しているものが最も多く合計311件のうち224件と全体の72.0%を占めている。

表2 随意契約の法的根拠規定別件数(複数適用あり) (件数:件、構成比:%)

地方自治法施行令第167条の2・地方公営企業法施行令第21条の14	件数	構成比
第1号(予定価格が規則で定める金額以下)	33	10.6
第2号(性質又は目的が競争入札に適しない)	224	72.0
第3号(特定の施設等から規則で定める手続きにより物品等を調達する契約)	9	2.9
第4号(特定の者が新商品として生産する物品を、規則で定める手続きにより買い入れる契約)	0	0.0
第5号(緊急の必要による)	33	10.6
第6号(競争入札に付することが不利)	2	0.7
第7号(著しく有利な価格で契約)	6	1.9
第8号(入札者又は落札者がいない)	1	0.3
第9号(落札者が契約を締結しない)	0	0.0
未記入	3	1.0
合 計	311	100.0

3 見積書を徴した人数について（法的根拠規定別）

随意契約における見積書の徴取については、財務規則において、「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。上下水道事業契約規程及び病院事業契約規程でも同様の規定があるが、「ただし、国又は他の地方公共団体と契約しようとするとき、生鮮食料品等で見積書を徴する暇がないとき、又は官報その他のもので価格が確定し見積書を徴する必要がないときは、この限りではない。」としている。

表3のとおり見積書を「1人」から徴しているものが最も多く全体の307件のうち、225件（73.3%）となっている。この225件のうち、法的根拠規定第2号が178件で79.1%、第5号が27件で12.0%であり、他の条項を適用しているものが20件で8.9%となっている。

表3 見積書を徴した人数の法的根拠規定別件数 （単位：件）

根拠規定 見積書を徴した人数	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	未記入	複数	合計	構成比（%）
1人	4	178	8	0	27	1	3	1	0	1	2	225	73.3
2人	1	5	0	0	0	0	0	0	0	1	1	8	2.6
3人	21	9	0	0	5	0	0	0	0	0	1	36	11.7
4人	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	3.3
5人	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.0
6人	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.0
徴していない	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1.6
未記入	1	14	0	0	0	0	1	0	0	1	0	17	5.5
合計	31	223	8	0	32	1	4	1	0	3	4	307	100

複数とは、号数を複数適用しているものである。

4 随意契約の継続性について

同一相手との契約の継続性について、次の区分で分類したところ、表4のとおりとなっている。「新規」が127件（41.4%）で最も多く、「10年以上」の継続が52件（16.9%）となっている。

表4 同一相手との継続性

区 分	件数(件)	構成比(%)
新規	127	41.4
2年以上5年未満	60	19.5
5年以上10年未満	56	18.2
10年以上	52	16.9
わからない	2	0.7
未記入	10	3.3
合 計	307	100

第3 監査の結果

随意契約理由の記載状況、予定価格の設定内容及び随意契約の適用理由の適正について監査した結果、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善、検討を要する事項が認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

1 随意契約事務についての監査結果

(1) 随意契約理由が決裁書類に記載されているか。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令で明示されており、一般競争入札による以外はその理由がなければならない。

したがって、随意契約とする理由及び適用条項を決裁書類に記載するのが適当である。

しかし、決裁書類に適用理由及び適用条項が記載されていないものがあった。

〔人事課〕

研修の業務委託において、決裁書類に随意契約とする理由及び適用条項が記載されていなかった。

については、決裁書類に随意契約とする理由及び適用条項を記載されたい。

(2) 予定価格は設定されているか。

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約価格の一応の基準となる価格である。

財務規則第116条第4項で一般競争入札の予定価格の設定(第110条第1項除く)に準じて予定価格を定めなければならないとしている。

また、第110条第4項で予定価格を定める場合においては、「当該物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない。」としている。

上下水道事業契約規程及び病院事業契約規程においても同様の規定を設けている。

「予定価格の取り扱いについて」(平成10年10月5日付け10企第130号10監第

95号企画管理部長・土木建築部長通知)で、3.(2) 予定価格の明示の方法 「(略) 予定価格調書を省略する場合においても、支出負担行為同等において予定価格を明示するとともに、参考設計や参考見積りなど積算の根拠となるべき資料を付するものとする。」の規定がある。

競争入札の予定価格と随意契約の予定価格の異なる点は、次のとおりである。

見積書の提出者と必ず契約を締結しなければならないということではないこと
随意契約の予定価格は、競争契約の予定価格と違って、単なる契約基準にすぎないので、必ずしもこの制限内で契約を結ぶ必要がないこと
価格だけで有利な者と契約をする必要がないことである。

このように随意契約の性格からして予定価格の必要性というものは、競争入札の予定価格とは異なっているが、随意契約といえども地方公共団体にとって最も有利な者と契約することにおいてなんら変わるところはないので、予定価格を作成すべきである。

しかし、次のとおり予定価格設定されていないものがあった。

〔人事課・健康増進課・会計課〕

決裁に「保守料金、委託料見込額等」とあるものの、予定価格が記載されていなかった。

〔こども福祉課〕

予定価格を「省略」と記載していた。

〔社会福祉課・農政課〕

「予定価格は予算額をもって予定価格とする」としていた。

については、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則、上下水道事業契約規程及び病院事業契約規程に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。

(3) 随意契約の適用条項の理由は適正か。

随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項の各号に規定されている。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び別表第五により、別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じて同表下欄に掲げる金額を超えない範囲内において地方公共団体の規則で定める金額以下の予定価格の契約を締結する場合には随意契約によることができる。地方公営企業法施行令においても同様の規定がある。

第1号で「規則で定める額を超えないもの」ということにした趣旨は、契約事務の簡略化という考えのもとに、契約金額の少額のものには競争入札に付さないで良いとしたものである。つまり、第1号に該当する場合には、第2号以下の各号に規定する要件を充足するかどうかについて判断をする必要はない。

しかし、次のとおり第1号と第2号以下の該当の号を適用しているものがあった。

〔こども福祉課・健康増進課・農政課〕

随意契約の適用条項において、第1号と第2号を適用していた。

〔農林整備課〕

随意契約の適用条項において、第1号と第5号を適用していた。

については、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。

また、第2号以下を適用しているものの中に、予定価格が第1号の金額の範囲内のものがあった。

〔人事課・農政課・会計課・下水道課・病院総務課〕

予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号を適用していた。

〔水道課〕

予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第3号を適用していた。

〔病院総務課〕

予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第5号を適用していた。

これについても、第1号は、契約事務の簡略化という考えのもとに、第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。

2 監査結果に基づく総括意見

(1) 随意契約事務について

随意契約は、競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法である。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令で定める場合に該当するときに限り行うことができるもので、一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約の締結方法の例外であることを再認識しなければならない。

契約事務を行うにあたり、第1号で「予定価格が規則で定める金額を超えないもの」とした趣旨は、契約事務の簡略化という考えのもとに、契約金額の少額のものには競争入札に付さないで良いとしたものである。この趣旨を理解し予定価格が財務規則、上下水道事業契約規程及び病院事業契約規程で定めた金額以下であれば第1号を適用し事務の簡略化を図られたい。

財務規則、上下水道事業契約規程及び病院事業契約規程で「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」としている。随意契約は選定した特定の者を相手方とし結ぶ契約であるため、価格については、特に適正を期する必要がある。このためなるべく2人以上の同業者から見積書を提出させ、その代価を算定させるとともに、あらかじめ作成した予定価格とも対照することによって、その価格が適当かどうかを客観的に判断できるようにしようとするのが、この見積比較を必要とする理由である。

したがって、2人以上の者から見積書を徴することが適当でない場合以外は、財務規則、上下水道事業契約規程及び病院事業契約規程に基づきなるべく2人以上の者から見積書を徴し、競争原理を活用し支出の抑制と公平性を確保し経済性を追求されたい。

(2) 契約事務の前例踏襲

特命随意契約の場合においては、競争を通じた妥当性の検証が期待できないことからより慎重かつ厳正な運用を求められる。

「本当にその業者でしか受注できないのか」等法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに他社を排除しその1者を選定した具体的理由についても妥当性を判断するに足りる適切な理由を明確にすることが望まれる。

これらの契約事務執行にあたって、前例どおり同様の決裁を行うのではなく、仕様書の内容の精査や予定価格の適正な設定等により、契約年数毎に公平性、経済性、透明性等を考慮し契約事務を行うよう留意されたい。

(3) 契約事務に関する周知指導等について

契約事務は、法令・規則・規程等に基づき厳格に処理されることが必要である。

本市においては、「入札契約手続き」「業務委託契約の運用基準」「亀岡市長期継続契約に関する運用基準」等の契約事務に関する事務処理規定等があるが、法令を遵守し、より一層公平性・透明性を確保するためにも、契約事務に関し執行管理課から各所管課へ再度周知を図り、契約事務がより適正に行われ公平で効率的な予算執行が行われることを期待する。

(4) 経済性の追求について

限りある財源をより有効に活用するためにも、「最少の経費で最大の効果」の基本理念に基づき、複数業者から見積書を徴収し競争性を取り入れる。

特命随意契約については、漫然と前年を踏襲するのではなく、見積書の徴取時には仕様書に基づく積算であるか、積算は適正か等その妥当性について精査できるよう、算出根拠が明確に分かる詳細なものを求める等の工夫をし常にコスト意識を持ち経済性を追求されたい。

なお、今回監査対象となった部署は勿論のこと、他の部署についても同様に、共通する問題点があることが考えられるので、契約事務全般にわたって適時に点検を行い公平性、経済性、適法性の確保の観点から適正な事務の執行に努められたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第7号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月28日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄
亀岡市監査委員職務執行者 野々村嘉平

- 1 監査の種類 平成22年度工事監査
- 2 監査の対象 市営住宅つつじヶ丘団地建替事業に伴う公民館建設工事
[まちづくり推進部 建築住宅課]
- 3 監査実施期間 平成22年12月2日から平成23年2月14日まで

4 監査の方法

対象工事については、契約金額1,000万円以上の工事の中から抽出した。

この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合と工事監査に伴う技術調査及び技術的指導業務委託契約を締結し、関係書類の調査及び工事現場の視察等の調査を実施した。この監査結果報告は、同連合技術士の調査意見を参考として作成したものである。

5 監査の結果

市営住宅つつじヶ丘団地建替事業に伴う公民館建設工事

契約金額 85,575,000円（内消費税 4,075,000円）

工期 平成22年10月16日～平成23年3月31日

請負業者 旭建設株式会社

監査執行日 平成23年1月27日

工事概要

- ・公民館建築工事（鉄骨造 平屋建て 延べ床面積375.97㎡）
- ・公民館倉庫建築工事（木造 平屋建て 延べ床面積 53.00㎡）
- ・自転車置場建築工事（鉄骨造 平屋建て 延べ床面積 11.34㎡）
- ・電気設備工事
- ・機械設備工事
- ・屋外付帯工事（外構）

監査結果

調査に際しては、事前に調査計画書を作成し、調査当日までにその計画書に示した質問事項に対して担当部署から回答を頂いた。調査当日は準備されている書類を調査するとともに、回答事項に対する疑問点を示し、追加質問をする形で調査を進めた。

工事関係書類は必要にして十分であり、かつ良く整理されていた。提示された書類を検分し、疑点は関係者に質し、当工事の計画・調査・設計・積算・契約・施工管理・試験検査・監理・監督等の各段階における技術的事項の実施態様について吟味した。

誠意ある回答であり、調査結果は総括的に良好であると判断した。

計画について

亀岡市は京都市の西側に隣接した人口約9万4千人、世帯数約3万7千世帯の地域である。

本事業は、平成3年度に策定された「亀岡市公営住宅再生マスタープラン」に基づいて整備されている市営住宅の建替事業の一環として、計画されていた。計画の基本方針としては、団地住民と地域住民の福祉とふれあい等の充実や自治の拠点的な開かれた施設とすることとしていた。

平成14年2月に策定、平成22年3月に改定した「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき住宅施策を行なっているとのことであったが、財政事情の厳しくなる昨今、市営住宅のあり方を状況に応じて適宜見直し、限られた予算をこの分野に配分する意義を明確にしておくことを期待したい。また、地域住民のための諸施設も各部課で独自に計画・管理されている模様であるが、今後横のつながりを強化して、効率的な住民サービスが出来るような工夫をされたい。

事前調査について

本事業では、地元組織である自治会や「まちづくり委員会」と協議を重ねて設計情報を収集されていた。事前協議としては評価できる対応であるが、事業の企画担当者はそれらの情報を常々収集し、施設整備の専門家として、関係者に十分説明できることが重要である。今後、この種の施設の整備に際しては、現状の課題等を明確に示して、その対応策として設計に反映している状況を提示する工夫をされたい。

構造設計のための事前調査として、2本のボーリングを実施しており、粘土層の三軸圧縮試験が実施されていた。平屋建ての軽量のS造建物であることから、洪積層が浅層に分布している状況や、地盤の詳細な諸情報は先に実施されている高層棟の建設時の地盤調査で確認できたはずであり、今後、コスト意識をもって慣例に囚われない的確な調査ができるように、地盤に関しても技術ノウハウを身に付けられたい。

設計に関する書類について

設計の進め方は、確認申請等の書類も整備されており、設計関係の諸手続きは適法に実施されているものと判断した。

公共施設の設計に当たっては、景観形成の観点からの検討も重要である。周囲の町並みに調和する意匠と色彩に配慮したとのことであったが、亀岡市の町並み像について具体的に検討し、どのような町並みにしたいのかを住民とともに明確にし、公共施設がその核的な存在になるような意識で設計を進められることを期待したい。

建物の配置や部屋の動線計画、諸施設の使い勝手等々竣工後に利用者や管理者の意見を出来るだけ多く収集し、今回の設計の妥当性を検証するとともに、今後の同種工事の計画に反映できる資料を整備されたい。

積算に関する書類について

積算数量は設計事務所の拾い出した数量を工事担当課全員でチェックし、数量調書を見ながら適宜割り増し等を加えて検討されているとのことであった。今後、同種の工事实績事例を分析して、より簡便に数量チェックができる仕組みを研究されたい。

単価に関しては建設物価版やコスト情報等の刊行物を主に参考に決めている模様であるが、経済情勢の変化が激しい昨今、競争原理がよく働いている市場単価を的確に把握する方法を研究する必要がある。

その方法の一つとして、国交省が薦める内訳書の提出を求めそれを分析する方法を研究することを薦めたい。関係各課とも情報交換し、できるだけ横の連携をとりあつて的確な価格設定手法を確立するように努められたい。

契約に関する書類について

条件付きの一般競争入札が電子入札で実施され、一定条件を満たした者が厳正な審査を得て参加しているとのことであった。今後、施設の種類によっては単純な価格競争のみで業者を決めるのではなく、総合評価方式等の技術力やその他の評価項目も考慮した契約業者決定の仕組みを研究されたい。

施工計画に関する書類について

施工計画書は、設計図書で意図した性能や品質を具現化する方法を具体的に示すものである。このため、Q（品質）、C（コスト）、D（工期）、S（安全）、E（環境）等に関して、監督官としての優先順位や具体的な監督方針、管理項目や管理基準等の管理方針を明示し、これを受けて工事監理者や施工者は施工計画書に反映させる必要がある。

また、最初に明示した監督方針が順次下位に展開されるような施工計画書となるように指導することが重要である。監督方針は全ての項目を網羅するように均等に明示するのではなく、メリハリよく重視する順位を示すことが非常に重要である。

施工管理に関する書類について

施工管理資料としては、工事写真や各種材料の試験結果、出来型検査結果等の資料があるが、その中でも写真は、竣工後は見えなくなる部位の品質が確保されていることを確認できる資料となる。このため、何の品質や出来型を証拠立てる資料であるのか、その意図を明確にした写真を撮影の日付も入れて残すべきである。今後も写真類はよく内容を吟味して撮影し、整備することを念頭において施工管理に当たられたい。

打ち合わせ記録は、監督官の指示した事項やその実施結果の報告と承認の証拠書類となることを意識して内容を充実する必要がある。議事録は発言者の記録が明確にされており評価できるが、元請の作成した議事録には役所の担当者の押印が無いものがあり、今後、押印のある議事録を残していくように努められたい。

工事施工状況について

躯体の施工が完了し、仕上げ工事にかかる段階であったが、作業所場内の整理整頓は比較的良好であった。

躯体の監理に際しては、コンクリートの品質とともに鉄筋が規定どおりに施工されるように監理ポイント（特にかぶり厚さには留意）を工夫して提示するように努められたい。安全管理については、元請業者がKY活動をリスクアセスメントの観点から定量的にデータを収集し、リスク見積もりに基づき活動しており、非常に評価できる。今後、これらの定量化した安全活動情報を分析し、役所の安全管理の参考資料に供するように努められたい。

工程は、土間コンクリート下に施工するスタイロフォームの材料不足によって、1週間程

度遅れているとのことであったが、内装工事段階で回復するよう努力するとのことであった。工事監督官としては、的確な調整活動を実施して、無理なく工程回復できるような活動を期待したい。

竣工後のVOC測定等着実に実施し、問題のない施設を運営管理者に引き渡せるように希望する。

以上が工事監査の結果である。監査執行の過程において軽易なものについては、調査実施日に口頭で指導を行ったところであるが、上記の監査結果を踏まえ、今後においても、市民の期待に応えられる社会基盤の整備に向け、環境や安全管理に留意した公共工事を実施されることを望むものである。

「揭示済」

亀岡市監査公表第8号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月30日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄
亀岡市監査委員職務執行者 野々村嘉平

- 1 監査の種類 平成22年度工事監査
- 2 監査の対象 第1(三宅)浄水場耐震整備工事 [上下水道部 水道課]
- 3 監査実施期間 平成23年1月25日から平成23年3月22日まで

4 監査の方法

対象工事については、契約金額1,000万円以上の工事の中から抽出した。

この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合と工事監査に伴う技術調査及び技術的指導業務委託契約を締結し、関係書類の調査及び工事現場の視察等の調査を実施した。この監査結果報告は、同連合技術士の調査意見を参考として作成したものである。

5 監査の結果

契約金額 298,200,000円（うち消費税 14,200,000円）

工期 平成22年8月24日～平成24年3月31日

請負業者 株式会社 ピーエス三菱 大阪支店

監査執行日 平成23年3月4日

工事概要

- ・仮設工
- ・土工
- ・浄水池築造工事（L=24.7 W=11 H=5.9 容量980m³ RC造）
- ・管理棟改修工事（建物一部改修・電灯・動力・自火報・換気・給排水）
- ・薬品注入棟改修工事（建物一部改修・電灯・動力・換気）
- ・場内配管（導水配管・送水配管・バイパス配管・給水配管）
- ・送水ポンプ設備工事（送水ポンプオーバーホール）
- ・薬品注入設備工事（次亜室改良・注入機器等）
- ・電気計装設備工事（計装機器・ポンプ盤・操作盤等）
- ・場内整備工事

監査結果

工事監査資料及び関係書類並びに現地調査のうちから、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。

その聴取し得た範囲において、工事理由、計画、調査、設計（耐震含む）、積算、契約、施工計画、施工管理等の書類関係及び現地状況を技術調査した結果では特に問題となる点は無く、質疑応答の対応内容も適切かつ妥当であり非常に良好であった。

工事計画について

平成20年4月に厚生労働省より、水道事業者においては、耐震化を図るべき水道施設は、平成25年度を目途に耐震化完了に努められたい旨の通知から耐震診断を実施した結果、三宅浄水場の着水井と浄水池の耐震補強が必要なことが判明した。

市民生活においても安心安全な飲料水を供給することを目的に、平成22年度から平成23年度の2ヵ年にて、三宅浄水場の耐震整備工事を実施しているものである。

調査、実施設計に関する書類について

実施設計を調査した結果は、計画的に調査・検討・設計が系統立って実施できており、構造計算関係も設計指針類に準拠して整理ができているので、全体として整合の取れた設計内容であり適正であった。

積算に関する書類について

主要工種について重点的にチェックした結果、問題となる点は見当たらなかった。積算は全体として適切な積算方法と内容であり、適正であった。

契約に関する書類について

契約に必要な書類（起工伺・支出負担行為決定書、請負契約書、内訳書、着工届、全体工

程表、現場代理人兼監理技術者届)は完備できており、その内容は適正であった。

施工関係について

施工計画書に関する書類について

施工計画書及び施工要領書には、各工事の施工計画書が整理できており、必要事項を項目別に記述しているため、その内容は適切であった。

レイトンス除去方法は、ジョイントエース(ライオン株式会社製)を使用する計画であった。このジョイントエースは、カタログ説明によると、コンクリート打設後のまだ固まらないコンクリートの状態確認と300g/m²の使用量を指定しているため、所要の品質確保が確認できる客観的に検証可能な施工記録を整理しておくよう助言した。

産業廃棄物処理計画は整理できており、残土処理計画の整理内容、施工体制台帳、施工体系図、下請負通知書、工程表等の内容は適切なものであった。

また、施工計画書、工事記録簿及び工事記録写真帳、検査記録票、工事材料承認書、各関係官公庁への許認可申請関係書類、工事施工協議書の内容は、適切かつ妥当であり、委託監理技術者と監督員(総括監督員、主任監督員、施設長、担当監督員)の押印があり、各段階で確認チェックができており、非常によいと判断した。

使用材料に関する書類について

工事材料承諾願にある各材料の形状寸法及び品質、強度は、監督員がチェックしており(総括監督員、主任監督員、施設長、担当監督員の押印あり)、設計に適合するものであり、非常に良好であった。

全ての鋼材について、鋼材検査証明書(ミルシート)、主要鋼材流通経路(鉄骨)、検査証明書(鋼材)、切断・加工証明書の提出ができており、設計基準に適合する内容であった。

コンクリートの配合強度、各材料試験及び圧縮強度試験結果は基準値ならびに設計基準強度を上回っているためよいと判断した。

施工管理に関する書類について

承認図(施工図、製作図)の内容は設計に適合するものであった。

コンクリート、アンカー、鉄筋の各検査での是正事項に関する是正報告書が提出できており、検査は合格レベルであった。

生コン納入伝票、産業廃棄物管理表、解体マニフェスト、承認図などの書類整理状況は良好であった。

定例会議議事録、検査願、品質管理(鉄筋ミルシート、生コン材料試験等)、工事記録(日報)、工事写真、納品伝票等の整理状況はよいと判断した。

出来形について

施工に関する記録、試験、検査、工事記録写真による出来形の内容はよいと判断した。

現場施工状況について

工事写真について

基礎杭施工状況、杭頭補強処理状況、浄水場底版の配筋状況などの写真による施工状況は全般的に良好であった。

レイタンス除去は、ジョイントエースを使用しているため、目視ではコンクリート打継面が平滑に見えるので、所要の品質が確保できているかどうかの判定は困難であった。

現場の状況について

現場の出来栄は全般的に良好であった。

気温（最低・最高）は、屋外で自動記録測定をしているとのことであった。

コンクリート打設時刻及び養生期間中の最低気温との併記を作成し、低温によりコンクリートの品質に影響を受けていないかどうかの確認ができる資料を作成しておくよう助言した。

貫通管（つば付の鋳鉄管）の固定状況は安定していると判断した。なお、下部に型枠との隙間が見られたので、コンクリートのモルタル分が漏出しないように目詰をして、目詰状況の写真を撮っておくよう助言した。

擁壁基礎（ブロック積擁壁の補強擁壁コンクリート基礎）の打設コンクリート養生には、ブルーシートで覆いをしてファンヒータ（燃料：灯油）を使用して、24時間養生をしているとのことであった。

なお、ブルーシート覆いの内部やコンクリート表面の最低気温測定をしておくことも望ましい。

浄水場の壁下部の型枠組立が完了しており、コンクリート打設後にファンヒータで養生するとのことであった。覆いと外気温（低温）測定をするよう助言した。

地元所有の既存ブロック積擁壁の水抜き穴が小さく、詰まっているように見えるので、穴掃除をして補強コンクリートで詰まったとのクレームが無いように対応することを助言した。その証拠写真も撮っておくことが望ましい。

安全衛生管理について

安全衛生管理計画及び組織図の内容は適切であり、安全活動及び安全掲示状況もよく、安全訓練等の実施報告書の整理もできていた。現場の整理整頓状況も良好で、無事故無災害で推移しているため、安全管理状況は適正であった。

工程について

工程は15%程度で、目視の限り設計図書ならびに施工計画に従って施工されていた。なお、地元調整で約1ヶ月の遅延があるとのことであった。

委託監理、監督について

委託監理については、各監理内容をチェックシートでまとめ、回答書をつけて報告ができていた。

監督については、工事打合せ簿もあり、設計、施工、材料等に関して、適時に監督ができていたので、十分監督が行われていると判断した。

請負業者及び委託監理からの提出書類には、監督員のチェックができていた。（総括監督員、主任監督員、施設長、担当監督員の押印あり）

技術調査結果の要点

全般的に良好で、特に問題となるところは見当たらなかった。

以上が工事監査の結果である。監査執行の過程において軽易なものについては、調査実施日に口頭で指導を行ったところである。

今回の事業は、市民生活には不可欠である安心安全な水の供給を目指し、特に緊急災害時における重要なライフラインのひとつである水道施設の耐震整備が実施されているものである。

今後においても、市民の期待に応えられる社会基盤の整備に向け、安定した飲料水の確保を図るため、環境や安全管理に留意した公共工事を実施されることを望むものである。

「揭示済」

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

亀岡市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月30日

亀岡市教育委員会
教育長 竹岡 敏

亀岡市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

亀岡市教育委員会事務専決規程（昭和53年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号、第5条及び第5条の2中
「1,000,000円」を
「2,000,000円」に、
「10,000,000円」を
「20,000,000円」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月30日

亀岡市教育委員会
教育長 竹岡 敏

学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程の一部を改正する訓令

学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程（平成8年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1,000,000円」を
「2,000,000円」に、
「10,000,000円」を
「20,000,000円」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

1,499人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第29号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

24,980人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第30号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

12,490人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第31号

平成23年4月10日執行予定の京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成23年3月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

省 略

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第32号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙に係る選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成23年3月28日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 縦覧の期間 平成23年4月1日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

平成23年1月23日執行の亀岡市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公職選挙法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年3月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	明 田 昭	所属党派	無 所 属	期 間	平成22年12月24日から	第1回分
出納責任者氏名	人 見 勝 洋				平成23年 2月 3日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	455,000
			家屋費	915,349
			選挙事務所費	878,849
			集会会場費	36,500
			通信費	72,905
			交通費	0
			印刷費	654,202
			広告費	315,000
			文具費	13,858
			食糧費	292,903
			休泊費	0
			雑費	210,113
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		3,000,000		
今 回 計		3,000,000	今 回 計	2,929,330
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		3,000,000	総 計	2,929,330

報告書受理年月日	平成23年2月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	明 田 昭	所属党派	無 所 属	期 間	平成23年 2月 4日から	第2回分
出納責任者氏名	人 見 勝 洋				平成23年 2月 9日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	65,835
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	65,835
前 回 計		3,000,000	前 回 計	2,929,330
総 計		3,000,000	総 計	2,995,165

報告書受理年月日	平成23年2月10日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石野善司	所属党派	無所属	期 間	平成22年12月25日から	第1回分
出納責任者氏名	石野勇次				平成23年1月27日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
石野 晴男	会社員	20,000	人件費	950,000
畑 数明	自営業	60,000	家屋費	236,405
谷口 捷行	自営業	70,000	選挙事務所費	220,405
近藤 好伸	自営業	30,000	集会会場費	16,000
伊東 浄志	会社員	30,000	通信費	23,268
八木 敬三	無職	70,000	交通費	70,000
中尾 京子	無職	60,000	印刷費	458,082
村上 哲	無職	40,000	広告費	77,800
谷口 輝美	無職	40,000	文具費	2,840
太田 千恵子	無職	30,000	食糧費	205,181
金子 凱美	無職	30,000	休泊費	0
栗山 安子	会社員	70,000	雑費	41,830
伊東 道子	無職	40,000		
藤本 昇市	無職	70,000		
斉藤 嘉徳	会社員	40,000		
西田 和美	会社員	20,000		
河本 温雄	会社員	20,000		
高田 卯吉	無職	60,000		
小川 正次	会社員	20,000		
沼田 敏宏	会社員	20,000		
山田 清司	会社員	30,000		
石野 勇次	無職	30,000		
栗山 孝雄	自営業	70,000		
その他の寄附	8件	70,000		
その他の収入		567,324		
今 回 計		1,607,324	今 回 計	2,065,406
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,607,324	総 計	2,065,406

報告書受理年月日	平成23年2月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	井上耕作	所属党派	無所属	期 間	平成22年12月 1日から	第1回分
出納責任者氏名	井上陽子				平成23年 2月 7日まで	

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円
大澤 敏雄	イベント業	70,000
小川 珠紀	無職	70,000
木曾 弘和	農業	70,000
東坂 貴之	会社員	40,000
木村 龍雄	電設業	40,000

その他の寄附	1件	10,000
その他の収入		500,000
今 回 計		800,000
前 回 計		0
総 計		800,000

支 出

人件費	370,000
家屋費	14,000
選挙事務所費	0
集会会場費	14,000
通信費	0
交通費	0
印刷費	270,680
広告費	69,948
文具費	314
食糧費	0
休泊費	0
雑費	1,396

今 回 計	726,338
前 回 計	0
総 計	726,338

報告書受理年月日	平成23年2月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	大西 聡	所属党派	無所属	期 間	平成22年12月 1日から	第1回分
出納責任者氏名		村 下 肇			平成23年 1月27日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
矢代 昌弘	自営業	70,000	人件費	665,000
四方 夏樹	自営業	70,000	家屋費	5,000
			選挙事務所費	0
			集会会場費	5,000
			通信費	0
			交通費	74,240
			印刷費	373,230
			広告費	444,378
			文具費	11,855
			食糧費	198,940
			休泊費	0
			雑費	16,832
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,800,000		
今 回 計		1,940,000	今 回 計	1,789,475
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,940,000	総 計	1,789,475

報告書受理年月日	平成23年2月4日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	大西 聡	所属党派	無所属	期 間	平成23年 1月28日から	第2回分
出納責任者氏名		村 下 肇			平成23年 2月20日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	200,000
			選挙事務所費	200,000
			集会会場費	0
			通信費	69,284
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	269,284
前 回 計		1,940,000	前 回 計	1,789,475
総 計		1,940,000	総 計	2,058,759

報告書受理年月日	平成23年2月25日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	木曾利廣	所属党派	無所属	期 間	平成22年12月23日から	第1回分
出納責任者氏名	木曾利廣				平成23年2月7日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
谷口 廣勝	会社役員	300,000	人件費	560,000
山口 博	会社役員	100,000	家屋費	29,900
上田 藤兵衛	団体役員	30,000	選挙事務所費	21,000
木曾 正博	会社役員	70,000	集会会場費	8,900
西田 弘之	会社役員	70,000	通信費	35,142
木曾 秀章	会社員	70,000	交通費	0
梅本 靖博	会社員	70,000	印刷費	535,940
寺坂 るみ子	会社員	70,000	広告費	70,000
中井 利道	会社役員	70,000	文具費	1,960
西田 幸廣	会社役員	70,000	食糧費	171,600
山元 亜紀	市会議員	70,000	休泊費	0
			雑費	33,535
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		500,000		
今 回 計		1,490,000	今 回 計	1,438,077
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,490,000	総 計	1,438,077

報告書受理年月日	平成23年2月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	栗田好美	所属党派	無所属	期 間	平成22年12月12日から	第1回分
出納責任者氏名	栗田好美				平成23年1月24日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
松本 幸男	農業	15,000	人件費	80,000
佐藤 和美	パート	30,000	家屋費	0
沼田 良子	会社員	30,000	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	336,600
			広告費	184,200
			文具費	0
			食糧費	10,674
			休泊費	0
			雑費	2,491
その他の寄附	6件	41,000		
その他の収入		1,005,000		
今 回 計		1,121,000	今 回 計	613,965
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,121,000	総 計	613,965

報告書受理年月日	平成23年1月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小島義秀	所属党派	無所属	期 間	平成22年11月20日から	第1回分
出納責任者氏名	小島義秀				平成23年1月29日まで	

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

円

大石 茂雄

林業

20,000

倉田 典子

無職

50,000

和田 茂

農業

30,000

その他の寄附

10件

321,500

その他の収入

1,400,000

今 回 計

1,821,500

前 回 計

0

総 計

1,821,500

支 出

円

人件費

280,000

家屋費

321,700

選挙事務所費

266,700

集会会場費

55,000

通信費

0

交通費

0

印刷費

424,116

広告費

419,675

文具費

13,921

食糧費

134,320

休泊費

0

雑費

27,914

今 回 計

1,621,646

前 回 計

0

総 計

1,621,646

報告書受理年月日

平成23年2月7日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小島義秀	所属党派	無所属	期 間	平成23年 1月30日から	第2回分
出納責任者氏名	小島義秀				平成23年 2月20日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	48,585
			交通費	0
			印刷費	189,714
			広告費	15,750
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	254,049
前 回 計		1,821,500	前 回 計	1,621,646
総 計		1,821,500	総 計	1,875,695

報告書受理年月日	平成23年2月20日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小松康之	所属党派	民主党	期 間	平成22年11月29日から	第1回分
出納責任者氏名	小松玲子				平成23年1月28日まで	

収入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円

その他の寄附 6件 34,000
その他の収入 718,694
今回計 752,694
前回計 0
総計 752,694

支出

円
人件費 83,500
家屋費 283,500
選挙事務所費 283,500
集会会場費 0
通信費 23,446
交通費 0
印刷費 497,700
広告費 180,600
文具費 10,187
食糧費 53,736
休泊費 0
雑費 45,365

今回計 1,178,034
前回計 0
総計 1,178,034

報告書受理年月日	平成23年2月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小松康之	所属党派	民主党	期 間	平成23年 1月29日から	第2回分
出納責任者氏名	小松玲子				平成23年 3月18日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	34,805
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		34,805		
今 回 計		34,805	今 回 計	34,805
前 回 計		752,694	前 回 計	1,178,034
総 計		787,499	総 計	1,212,839

報告書受理年月日	平成23年3月25日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	齊藤 一 義	所属党派	無 所 属	期 間	平成23年 1月 3日から	第1回分
出納責任者氏名	桑 原 勝 造				平成23年 1月25日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
井口 学	会社員	30,000	人件費	360,000
右川 成明	無職	24,000	家屋費	109,000
齊藤 久和	会社員	24,000	選挙事務所費	50,000
桑原 直樹	会社員	16,000	集会会場費	59,000
齊藤 義孝	会社員	16,000	通信費	0
和田 敏弘	会社員	16,000	交通費	0
藤田 悟	会社員	16,000	印刷費	530,250
酒井 弘子	無職	16,000	広告費	627,850
齊藤 恵子	無職	16,000	文具費	3,674
山内 恵美子	無職	16,000	食糧費	96,175
齊藤 久代	無職	16,000	休泊費	0
齊藤 護	無職	56,000	雑費	217,153
山内 治夫	会社員	56,000		
その他の寄附	6件	110,000		
その他の収入		1,960,000		
今 回 計		2,388,000	今 回 計	1,944,102
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,388,000	総 計	1,944,102

報告書受理年月日	平成23年2月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	齊藤 一義	所属党派	無所属	期 間	平成23年 1月26日から	第2回分
出納責任者氏名	桑原 勝造				平成23年 2月 9日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	64,968
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	64,968
前 回 計		2,388,000	前 回 計	1,944,102
総 計		2,388,000	総 計	2,009,070

報告書受理年月日	平成23年2月9日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	酒井安紀子	所属党派	無所属	期 間	平成22年10月 9日から	第1回分
出納責任者氏名	八木優子				平成23年 2月 4日まで	

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円

その他の寄附 0件 0
その他の収入 152,344
今 回 計 152,344
前 回 計 0
総 計 152,344

支 出

円
人件費 0
家屋費 4,840
選挙事務所費 4,840
集会会場費 0
通信費 238
交通費 0
印刷費 58,985
広告費 112,008
文具費 0
食糧費 3,552
休泊費 0
雑費 5,493

今 回 計 185,116
前 回 計 0
総 計 185,116

報告書受理年月日	平成23年2月4日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	酒井安紀子	所属党派	無所属	期 間	平成23年 2月 5日から	第2回分
出納責任者氏名	八木優子				平成23年 3月10日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	11,472
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		11,472		
今 回 計		11,472	今 回 計	11,472
前 回 計		152,344	前 回 計	185,116
総 計		163,816	総 計	196,588

報告書受理年月日	平成23年3月10日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	竹田 幸生	所属党派	無所属	期 間	平成22年12月12日から	第1回分
出納責任者氏名		竹 田 桂			平成23年 2月 6日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	360,000
			家屋費	230,375
			選挙事務所費	230,375
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	367,200
			広告費	43,000
			文具費	14,160
			食糧費	109,873
			休泊費	0
			雑費	75,715
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,500,000		
今 回 計		1,500,000	今 回 計	1,200,323
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,500,000	総 計	1,200,323

報告書受理年月日	平成23年2月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	竹田 幸生	所属党派	無所属	期 間	平成23年 2月 7日から	第2回分
出納責任者氏名	竹 田 桂				平成23年 3月 4日まで	

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円

その他の寄附 0件 0
その他の収入 0
今 回 計 0
前 回 計 1,500,000
総 計 1,500,000

支 出

人件費 0
家屋費 0
選挙事務所費 0
集会会場費 0
通信費 21,537
交通費 0
印刷費 312,800
広告費 0
文具費 0
食糧費 0
休泊費 0
雑費 12,466

今 回 計 346,803
前 回 計 1,200,323
総 計 1,547,126

報告書受理年月日

平成23年3月9日

第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	立花 武子	所属党派	日本共産党	期 間	平成22年11月 1日から	第1回分
出納責任者氏名	田部 喜美子				平成23年 2月 2日まで	

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
日本共産党口丹地区委員会		100,025	
山木 潤治	無職	20,000	
東 まさ子	政党役員	70,000	
船越 嘉次	政党役員	70,000	

その他の寄附	2件	20,000	
その他の収入		276,380	
今 回 計		556,405	
前 回 計		0	
総 計		556,405	

支 出

人件費	140,000
家屋費	273,497
選挙事務所費	254,897
集会会場費	18,600
通信費	20,703
交通費	4,221
印刷費	488,325
広告費	20,000
文具費	7,714
食糧費	10,829
休泊費	0
雑費	34,816

今 回 計	1,000,105
前 回 計	0
総 計	1,000,105

報告書受理年月日

平成23年2月4日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	立花 武子	所属党派	日本共産党	期 間	平成23年 2月 3日から	第2回分
出納責任者氏名	田部 喜美子				平成23年 2月 9日まで	

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円

その他の寄附 0件 0
その他の収入 24,992
今 回 計 24,992
前 回 計 556,405
総 計 581,397

支 出

円
人件費 0
家屋費 6,797
選挙事務所費 6,797
集合会場費 0
通信費 18,188
交通費 0
印刷費 0
広告費 0
文具費 0
食糧費 0
休泊費 0
雑費 0

今 回 計 24,985
前 回 計 1,000,105
総 計 1,025,090

報告書受理年月日

平成23年2月14日

第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	田中豊	所属党派	日本共産党	期 間	平成22年12月18日から	第1回分
出納責任者氏名	大前昭寛				平成23年1月27日まで	

収 入				支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円		円
主たる寄附				人件費	740,000
				家屋費	3,000
				選挙事務所費	0
				集会会場費	3,000
				通信費	6,300
				交通費	0
				印刷費	488,325
				広告費	18,100
				文具費	28,037
				食糧費	87,150
				休泊費	0
				雑費	16,738
その他の寄附	10件	89,450		今 回 計	1,387,650
その他の収入		107,000		前 回 計	0
今 回 計		1,011,475		総 計	1,387,650
前 回 計		0			
総 計		1,011,475			

報告書受理年月日	平成23年2月1日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	田中豊	所属党派	日本共産党	期 間	平成23年 1月28日から	第2回分
出納責任者氏名	大前昭寛				平成23年 2月 7日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	3,000
			選挙事務所費	0
			集会会場費	3,000
			通信費	37,474
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	40,474
前 回 計		1,011,475	前 回 計	1,387,650
総 計		1,011,475	総 計	1,428,124

報告書受理年月日

平成23年2月8日

第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	堤 松 男	所属党派	無 所 属	期 間	平成22年11月14日から	第1回分
出納責任者氏名	堤 信 夫				平成23年 2月 7日まで	

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

円

斎藤 亀雄	無職	120,000
塚田 勝夫	会社経営者	100,000
堤 優	農業	80,000
堤 明美	農業	50,000
北村 菊枝	無職	50,000
田中 功	農業	70,000
中川 信夫	不動産業	100,000
名倉 義信	自動車整備業	100,000
中川 奏久	古物商	100,000
堤 忠則	会社員	100,000

その他の寄附

0件

0

その他の収入

1,500,000

今 回 計

2,370,000

前 回 計

0

総 計

2,370,000

支 出

円

人件費

870,000

家屋費

468,841

選挙事務所費

463,841

集会会場費

5,000

通信費

677

交通費

54,500

印刷費

560,804

広告費

160,839

文具費

47,821

食糧費

88,067

休泊費

0

雑費

68,272

今 回 計

2,319,821

前 回 計

0

総 計

2,319,821

報告書受理年月日

平成23年2月7日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中澤基行	所属党派	無所属	期 間	平成22年12月22日から	第1回分
出納責任者氏名	中澤祥光				平成23年2月3日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
中澤もとゆき後援会		140,000	人件費	255,000
			家屋費	350,376
			選挙事務所費	335,376
			集会会場費	15,000
			通信費	59,940
			交通費	0
			印刷費	552,000
			広告費	168,000
			文具費	10,865
			食糧費	134,731
			休泊費	0
			雑費	96,982
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,631,005		
今 回 計		1,771,005	今 回 計	1,627,894
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,771,005	総 計	1,627,894

報告書受理年月日	平成23年2月3日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中村正孝	所属党派	無所属	期 間	平成22年11月25日から	第1回分
出納責任者氏名	小畑昇				平成23年1月26日まで	

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

円

支 出

円

人件費

255,000

家屋費

1,006,250

選挙事務所費

962,050

集会会場費

44,200

通信費

3,402

交通費

0

印刷費

521,850

広告費

460,000

文具費

1,650

食糧費

47,049

休泊費

0

雑費

507,100

その他の寄附

0件

0

その他の収入

2,426,380

今回計

2,426,380

今回計

2,802,301

前回計

0

前回計

0

総計

2,426,380

総計

2,802,301

報告書受理年月日

平成23年2月1日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中村正孝	所属党派	無所属	期 間	平成23年 1月27日から	第2回分
出納責任者氏名	小畑昇				平成23年 2月 5日まで	

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円

その他の寄附 0件 0
その他の収入 156,924
今 回 計 156,924
前 回 計 2,426,380
総 計 2,583,304

支 出

円
人件費 0
家屋費 0
選挙事務所費 0
集会会場費 0
通信費 74,159
交通費 0
印刷費 0
広告費 0
文具費 0
食糧費 0
休泊費 0
雑費 82,765

今 回 計 156,924
前 回 計 2,802,301
総 計 2,959,225

報告書受理年月日	平成23年2月7日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	並河愛子	所属党派	日本共産党	期 間	平成22年11月 9日から	第1回分
出納責任者氏名	山本多喜				平成23年 2月 4日まで	

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
		円
日本共産党口丹地区委員会		97,325
山木 潤治	農業	40,000
河合 良治	会社員	50,000
西森 睿治	自営業	30,000

その他の寄附	12件	83,000
その他の収入		415,000
今 回 計		715,325
前 回 計		0
総 計		715,325

支 出

人件費	100,000
家屋費	240,139
選挙事務所費	230,459
集会会場費	9,680
通信費	41,689
交通費	8,745
印刷費	491,025
広告費	120,525
文具費	8,938
食糧費	73,235
休泊費	0
雑費	19,098

今 回 計	1,103,394
前 回 計	0
総 計	1,103,394

報告書受理年月日

平成23年2月7日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	苗村活代	所属党派	日本共産党	期 間	平成22年12月21日から	第1回分
出納責任者氏名		山本武			平成23年1月22日まで	

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
日本共産党口丹地区委員会		94,625	
吉田 勝子	無職	20,000	
宮部 美穂	化粧品販売	15,000	
藤江 志津子	無職	30,000	
中村 都	無職	15,000	
小鹿 節子	無職	15,000	

支 出

人件費	132,500
家屋費	66,204
選挙事務所費	54,404
集会会場費	11,800
通信費	8,863
交通費	9,960
印刷費	488,325
広告費	35,170
文具費	2,797
食糧費	56,380
休泊費	0
雑費	59,460

その他の寄附	20件	198,800
その他の収入		50,000
今 回 計		438,425
前 回 計		0
総 計		438,425

今 回 計	859,659
前 回 計	0
総 計	859,659

報告書受理年月日

平成23年2月4日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西口純生	所属党派	無所属	期 間	平成22年12月10日から	第1回分
出納責任者氏名	大橋幸久				平成23年2月3日まで	

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

円

中野 幸次	無職	100,000
関口 征治	無職	30,000
東井 智美	主婦	30,000
田村 義明	無職	20,000
山口 勝己	会社役員	20,000
大橋 幸久	建築業	100,000
関本 早苗	主婦	50,000
湯浅 泰光	会社役員	100,000
松本 一郎	無職	200,000

その他の寄附

2件 20,000

その他の収入

1,401,050

今 回 計

2,071,050

前 回 計

0

総 計

2,071,050

支 出

円

人件費	427,000
家屋費	525,115
選挙事務所費	468,115
集会会場費	57,000
通信費	48,231
交通費	0
印刷費	468,082
広告費	92,750
文具費	420
食糧費	26,171
休泊費	0
雑費	24,899

今 回 計

1,612,668

前 回 計

0

総 計

1,612,668

報告書受理年月日

平成23年2月3日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西口純生	所属党派	無所属	期 間	平成23年 2月 4日から	第2回分
出納責任者氏名		大橋幸久			平成23年 2月 8日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	48,046
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	48,046
前 回 計		2,071,050	前 回 計	1,612,668
総 計		2,071,050	総 計	1,660,714

報告書受理年月日	平成23年2月8日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西村克巳	所属党派	無所属	期 間	平成22年11月12日から	第1回分
出納責任者氏名	西村真白				平成23年2月1日まで	

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

円

支 出

円

人件費

210,000

家屋費

746,550

選挙事務所費

741,550

集会会場費

5,000

通信費

34,336

交通費

0

印刷費

521,850

広告費

363,675

文具費

1,170

食糧費

137,048

休泊費

0

雑費

182,553

その他の寄附

0件

0

その他の収入

3,000,000

今回計

3,000,000

前回計

0

総計

3,000,000

今回計

2,197,182

前回計

0

総計

2,197,182

報告書受理年月日

平成23年2月4日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西村克巳	所属党派	無所属	期 間	平成23年 2月 2日から	第2回分
出納責任者氏名	西村真白				平成23年 2月18日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	7,052
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	22,240
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	29,292
前 回 計		3,000,000	前 回 計	2,197,182
総 計		3,000,000	総 計	2,226,474

報告書受理年月日	平成23年2月18日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	馬場 隆	所属党派	日本共産党	期 間	平成22年12月19日から	第1回分
出納責任者氏名	藤野 広司				平成23年 1月22日まで	

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
亀岡市日本共産党後援会		5,000	
日本共産党口丹地区委員会		97,325	
佐々木 真理子	介護職	20,000	
金川 光三郎	無職	40,000	
佐々木 幸夫	農業	40,000	
松尾 政男	無職	70,000	

支 出

人件費	70,000
家屋費	225,000
選挙事務所費	216,000
集会会場費	9,000
通信費	26,569
交通費	0
印刷費	488,325
広告費	237,920
文具費	12,922
食糧費	0
休泊費	0
雑費	24,919

その他の寄附	2件	20,000
その他の収入		349,630
今 回 計		641,955
前 回 計		0
総 計		641,955

今 回 計	1,085,655
前 回 計	0
総 計	1,085,655

報告書受理年月日	平成23年2月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	菱田 光 紀	所属党派	無 所 属	期 間	平成22年12月15日から	第1回分
出納責任者氏名	菱田 英 司				平成23年 2月 4日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
松岡 善浩	会社員	50,000	人件費	195,000
小川 潔	会計士	50,000	家屋費	400,419
			選挙事務所費	375,719
			集会会場費	24,700
			通信費	42,461
			交通費	0
			印刷費	530,250
			広告費	54,800
			文具費	18,478
			食糧費	39,650
			休泊費	0
			雑費	109,897
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,000,000		
今 回 計		1,100,000	今 回 計	1,390,955
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,100,000	総 計	1,390,955

報告書受理年月日	平成23年2月4日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	日高省子	所属党派	公明党	期 間	平成22年12月24日から	第1回分
出納責任者氏名		山下清			平成23年1月31日まで	

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
		円
公明党京都第4総支部		302,485
野口 稔夫	無職	70,000
照屋 ヨシ子	会社員	70,000
西田 誠一	自営業	70,000
河井 央雄	会社員	70,000
谷口 始	会社員	70,000

その他の寄附	0件	0
その他の収入		40,000
今 回 計		692,485
前 回 計		0
総 計		692,485

支 出

人件費	350,000
家屋費	65,014
選挙事務所費	62,014
集会会場費	3,000
通信費	0
交通費	6,999
印刷費	103,050
広告費	71,500
文具費	0
食糧費	111,436
休泊費	0
雑費	36,812

今 回 計	744,811
前 回 計	0
総 計	744,811

報告書受理年月日

平成23年2月2日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	日高省子	所属党派	公明党	期 間	平成23年 2月 1日から	第2回分
出納責任者氏名	山下清				平成23年 2月 3日まで	

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円

公明党京都第4総支部 12,688

その他の寄附 0件 0

その他の収入 0

今 回 計 12,688

前 回 計 692,485

総 計 705,173

支 出

円

人件費 0

家屋費 0

選挙事務所費 0

集会会場費 0

通信費 12,688

交通費 0

印刷費 0

広告費 0

文具費 0

食糧費 0

休泊費 0

雑費 0

今 回 計 12,688

前 回 計 744,811

総 計 757,499

報告書受理年月日

平成23年2月7日

第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	福井英昭	所属党派	無所属	期 間	平成23年 1月10日から	第1回分
出納責任者氏名		中井恒男			平成23年 1月27日まで	

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

円

藤村 吉次	大工	30,000
上野 節夫	無職	20,000
大橋 道夫	農業	30,000
室 弥一	無職	100,000
王子 翔悟	無職	70,000
中井 博子	無職	70,000
大西 彩子	無職	70,000

その他の寄附

5件 50,000

その他の収入

2,000,000

今 回 計

2,440,000

前 回 計

0

総 計

2,440,000

支 出

円

人件費	490,000
家屋費	118,700
選挙事務所費	110,000
集会会場費	8,700
通信費	0
交通費	17,920
印刷費	530,250
広告費	1,037,250
文具費	15,041
食糧費	219,610
休泊費	0
雑費	18,681

今 回 計

2,447,452

前 回 計

0

総 計

2,447,452

報告書受理年月日

平成23年2月1日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	福井英昭	所属党派	無所属	期 間	平成23年 1月28日から	第2回分
出納責任者氏名	中井恒男				平成23年 2月 4日まで	

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円

その他の寄附 0件 0
その他の収入 0
今 回 計 0
前 回 計 2,440,000
総 計 2,440,000

支 出

円
人件費 0
家屋費 36,978
選挙事務所費 36,978
集会会場費 0
通信費 40,031
交通費 0
印刷費 0
広告費 0
文具費 0
食糧費 0
休泊費 0
雑費 0

今 回 計 77,009
前 回 計 2,447,452
総 計 2,524,461

報告書受理年月日

平成23年2月4日

第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	藤本 弘	所属党派	公明党	期 間	平成22年12月24日から	第1回分
出納責任者氏名	瀬川 勝治				平成23年1月22日まで	

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
公明党京都第四総支部		683,140	
浅葉 初子	無職	70,000	
水谷 雅子	無職	70,000	
富田 千寿子	無職	70,000	
疋田 恵子	無職	70,000	
竹田 弘美	無職	70,000	

支 出

人件費	350,000
家屋費	331,152
選挙事務所費	331,152
集会会場費	0
通信費	0
交通費	36,750
印刷費	103,050
広告費	80,950
文具費	16,061
食糧費	170,116
休泊費	0
雑費	37,387

その他の寄附	0件	0
その他の収入		40,000
今 回 計		1,073,140
前 回 計		0
総 計		1,073,140

今 回 計	1,125,466
前 回 計	0
総 計	1,125,466

報告書受理年月日

平成23年2月1日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	藤本 弘	所属党派	公明党	期 間	平成23年 1月23日から	第2回分
出納責任者氏名	瀬川 勝治				平成23年 2月 3日まで	

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
公明党京都第四総支部		12,161	

その他の寄附	0件	0
その他の収入		0
今 回 計		12,161
前 回 計		1,073,140
総 計		1,085,301

支 出

人件費	0
家屋費	12,161
選挙事務所費	12,161
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

今 回 計	12,161
前 回 計	1,125,466
総 計	1,137,627

報告書受理年月日

平成23年2月7日

第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	藤本 弘	所属党派	公明党	期 間	平成23年 2月 4日から	第3回分
出納責任者氏名	瀬川 勝治				平成23年 3月 4日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
公明党京都第四総支部		3,420	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	3,420
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		3,420	今 回 計	3,420
前 回 計		1,085,301	前 回 計	1,137,627
総 計		1,088,721	総 計	1,141,047

報告書受理年月日	平成23年3月7日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	眞 継 進 吾	所属党派	無 所 属	期 間	平成22年12月22日から	第1回分
出納責任者氏名	渡 辺 博 司				平成23年 2月 3日まで	

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

円

姫路 修一

会社員

15,000

その他の寄附

13件

267,931

その他の収入

1,922,225

今 回 計

2,205,156

前 回 計

0

総 計

2,205,156

支 出

円

人件費

590,000

家屋費

109,870

選挙事務所費

99,870

集合会場費

10,000

通信費

90,546

交通費

22,931

印刷費

536,550

広告費

575,792

文具費

43,470

食糧費

68,487

休泊費

0

雑費

167,510

今 回 計

2,205,156

前 回 計

0

総 計

2,205,156

報告書受理年月日

平成23年2月4日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	眞 継 進 吾	所属党派	無 所 属	期 間	平成23年 2月 4日から	第2回分
出納責任者氏名	渡 辺 博 司				平成23年 2月 9日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	33,655
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		33,655		
今 回 計		33,655	今 回 計	33,655
前 回 計		2,205,156	前 回 計	2,205,156
総 計		2,238,811	総 計	2,238,811

報告書受理年月日	平成23年2月9日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	湊 泰 孝	所属党派	無 所 属	期 間	平成22年12月 1日から	第1回分
出納責任者氏名	三 宅 一 宏				平成23年 2月 5日まで	

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円

湊 嘉秀 米穀店店主 50,000

その他の寄附 0件 0
その他の収入 2,100,000
今 回 計 2,150,000
前 回 計 0
総 計 2,150,000

支 出

円

人件費 210,000
家屋費 862,613
選挙事務所費 858,613
集会会場費 4,000
通信費 54,047
交通費 0
印刷費 560,805
広告費 42,000
文具費 40,008
食糧費 310,231
休泊費 0
雑費 138,929

今 回 計 2,218,633
前 回 計 0
総 計 2,218,633

報告書受理年月日

平成23年2月7日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山本由美子	所属党派	公明党	期 間	平成22年12月11日から	第1回分
出納責任者氏名	谷内康二				平成23年1月24日まで	

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

円

公明党京都第4総支部

703,864

小林 秀子

無職

70,000

後藤 節子

無職

70,000

高田 美香

無職

70,000

吉田 明子

無職

70,000

田中 美賀

無職

70,000

その他の寄附

0件

0

その他の収入

0

今 回 計

1,053,864

前 回 計

0

総 計

1,053,864

支 出

円

人件費

350,000

家屋費

209,780

選挙事務所費

204,780

集会会場費

5,000

通信費

0

交通費

12,475

印刷費

128,050

広告費

192,320

文具費

6,055

食糧費

165,402

休泊費

0

雑費

42,108

今 回 計

1,106,190

前 回 計

0

総 計

1,106,190

報告書受理年月日

平成23年2月3日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山本由美子	所属党派	公明党	期 間	平成23年 1月25日から	第2回分
出納責任者氏名	谷内康二				平成23年 2月15日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0
		円	家屋費	0
公明党京都第4総支部		40,468	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	25,279
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	15,189
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		40,468	今 回 計	40,468
前 回 計		1,053,864	前 回 計	1,106,190
総 計		1,094,332	総 計	1,146,658

報告書受理年月日	平成23年2月15日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	吉田千尋	所属党派	民主党	期 間	平成22年11月20日から	第1回分
出納責任者氏名	吉田多津子				平成23年2月4日まで	

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

円

藤村公平	会社員	32,000
民主党京都府四区総支部		50,000
民主党京都府総支部連合会		200,000
山中 正一	自営業	20,000
吉田 純志	無職	25,000
蔭山 正勝	自営業	40,000
川勝 孝郎	農業	40,000
奥松 秀明	無職	60,000
加茂 裕一	農業	20,000
田中 四郎	農業	20,000

その他の寄附

12件 78,800

その他の収入

1,000,000

今 回 計

1,585,800

前 回 計

0

総 計

1,585,800

支 出

円

人件費	180,000
家屋費	166,094
選挙事務所費	166,094
集会会場費	0
通信費	49,717
交通費	0
印刷費	597,800
広告費	33,118
文具費	14,962
食糧費	43,637
休泊費	0
雑費	108,433

今 回 計

1,193,761

前 回 計

0

総 計

1,193,761

報告書受理年月日

平成23年2月7日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年1月23日執行 亀岡市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
3,645,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	吉田千尋	所属党派	民主党	期 間	平成23年 2月 5日から	第2回分
出納責任者氏名	吉田多津子				平成23年 2月17日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	5,569
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	5,569
前 回 計		1,585,800	前 回 計	1,193,761
総 計		1,585,800	総 計	1,199,330

報告書受理年月日	平成23年2月17日	第2回報告分
----------	------------	--------

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第34号

亀岡市農業委員会の選挙された委員の解任請求に要する各選挙区における農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

- 第1選挙区 854人
- 第2選挙区 908人
- 第3選挙区 786人
- 第4選挙区 884人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第35号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

1,501人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第36号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

25,001人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第37号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

12,501人

「揭示済」

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第1号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月16日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

1 登録団体

亀岡教職員組合

代表者役職氏名 執行委員長 福嶋儀治
(主たる事務所所在地)

亀岡市大井町並河坂井50
亀岡教育会館

2 登録年月日 平成23年3月16日

3 登録番号 平成23年公平第1号

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程を次のように定める。

平成23年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

亀岡市上下水道事業用行政財産の
目的外使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条第3項の規定に基づき、亀岡市上下水道事業用行政財産(市長の権限に属する事務の一部を上下水道事業管理者に委任する規則(昭和42年亀岡市規則第17号)第2条の規定に基づき上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に委任されている事務に係る行政財産を含む。)の目的外使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行政財産の用途又は目的を妨げない範囲において、その使用を許可することができる。

国、地方公共団体、公共団体又は公共的団体が公用又は公共の用に供するために使用するとき。

災害その他緊急事態の発生により、応急施設として臨時に使用させるとき。

当該行政財産を利用する者のための厚生施設を設けるとき。

電柱、電話柱等で公益企業者に使用させるとき。

前各号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

(許可の手續)

第3条 行政財産の使用を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ行政財産の所在地、種別、数量又は面積、使用期間、使用目的及び使用形態を記載した行政財産目的外使用許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、管理者の許可を受けなければならない。

工作物を設置しようとするときは、その設計図、位置図及び工事仕様書

使用物件の使用が隣地の土地、建物等を所有する者又は使用する者に利害関係があると認められるときは、その者の同意書

その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、行政財産の使用を許可するに当たっては、使用の目的、範囲、期間その他必要な条件を付することができる。

3 管理者は、使用を許可したときは、次の各号に掲げる事項を記載した行政財産目的外使用許可書を申請者に交付するものとする。

使用を許可する行政財産(以下「使用財産」という。)の表示

許可の相手方

使用の理由又は当該使用が行政財産の用途若しくは目的を妨げないと認める理由

行政財産の使用を許可する期間(以下「使用期間」という。)及び許可条件

使用料の額

(使用期間)

第4条 使用期間は、1年以内とする。ただし、電柱、電話柱等で公益企業者が使用するときその他使用期間を1年以内とすることが適当

でないとき管理者が認めるときは、5年以内とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、上下水道管路用地を本市の公共事業のために使用させる場合で、上下水道事業に特に支障を来さないとき認めるときは、同項の期間を超えて使用を許可することができる。

(使用料の額)

第5条 使用料の額は、別表に掲げる額の範囲内において管理者が定める額とする。

(使用料の納入)

第6条 第3条の規定により行政財産の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、管理者が定める日までに使用料の全額(使用期間が1年を超える場合にあっては、当該年度の使用料の額)を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 管理者は、本市の公共事業のために使用させる場合その他特に必要があると認められた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

天災その他使用者の責めに帰することができない事由により、使用財産の全部又は一部を使用することができないとき。

管理者の指示によって、使用財産の全部又は一部を使用することができないとき。

(経費の負担)

第9条 使用者は、使用財産の使用に伴う電気料金、水道料金、下水道使用料その他使用に附帯する経費を負担しなければならない。ただし、管理者が特に必要でないとき認めるときは、この限りでない。

(許可内容の変更等)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる許可内容の変更をしようとするときは、変更時期前30日までに行政財産目的外使用許可変更申請書を管理者に提出し、変更の許可を受けなければならない。この場合において、管理者は、申請が適当であると認めるときは行政財産目的外使用許可変更許可書を交付するものとする。

使用期間の変更

使用位置の変更

使用目的物の変更

使用面積の変更

使用条件の変更

(使用許可の取消し)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

使用財産を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。

使用者が許可の条件に違反する行為をしたと認められるとき。

前2号に掲げるもののほか、管理者が特に取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消した場合は、管理者は、当該取消しにより使用者に生じた損失について、その責めを負わない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかに自己の負担において使用財産を原状に回復して管理者に返還しなければならない。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、使用期間中に使用財産が第三者によってき損され、又は滅失されたときは、不可抗力による場合を除き、その損害

を賠償しなければならない。使用許可の条件に違反し、使用財産の原形を変更し、又は故意若しくは過失によりこれを荒廃させ、損傷し、若しくは亡失したときもまた同様とする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分		金 額（1年当たり）
土地 使用 料	電柱、電話柱（電柱であるものを除く。）その他の柱類（支線及び支柱はそれぞれの柱類とみなす。） 公衆電話所 地下電線その他地下に設ける線類 水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの 鉄道、軌道その他これらに類するもの 道路その他これらに類するもの（のり敷に設ける通路橋を含む。）	亀岡市道路占用料徴収条例（昭和31年亀岡市条例第36号）に定める額
	その他の土地利用の場合	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じて得た額。ただし、これにより難しいと認められる使用については、使用形態等を勘案して別に定めるところにより算定した額とする。
建物 使用 料		固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の105を乗じ土地使用料を加算した額。ただし、これにより難しいと認められる使用については、使用形態等を勘案して別に定めるところにより算定した額とする。
その 他使 用料	土地使用料及び建物使用料で一律に算定することが困難な広告用工作物等	当該物件の設置場所、設置方法、同類の物件の広告料等を勘案して、その都度決定した額とする。

備考

- 1 土地使用料でその他の土地利用に係るもの及び建物使用料については、営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する額とする。
- 2 使用の期間に1年未満の端数が生じる場合は月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、使用料の額は、月割にあつては年額を12で除した額とし、日割にあつては年額を365で除した額とする。
- 3 使用の期間が1日未満の場合は、1日として計算する。
- 4 使用料の額に円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てる。
- 5 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルに切り上げて計算する。使用面積が1平方メートルに満たないときも同様とする。
- 6 電柱、電話柱その他の柱類の支線及び支柱は、それぞれの柱類1本として計算する。

「揭示済」

亀岡市水道料金センター設置規程を次のように定める。

平成23年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第4号

亀岡市水道料金センター設置規程

(設置)

第1条 水道使用者等の利便性の向上及び水道料金等の収納体制の充実を図るため、亀岡市水道料金センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 亀岡市水道料金センター

位置 亀岡市北古世町1丁目2番5号

(開所時間及び休所日)

第3条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの休所日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(担当事務)

第4条 センターの担当事務は、亀岡市上下水道部徴収事務等委託規程(平成20年上下水道事業管理規程第7号。以下「委託規程」という。)第2条に規定する徴収事務等とする。

(組織)

第5条 センターは、上下水道部上下水道総務

課の所管とする。

2 センターは、委託規程第4条の規定による委託により運営させることができる。

(受託者の責務)

第6条 前条第2項の規定による委託契約を締結しているときは、当該受託者は、委託規程に基づき、上下水道総務課の指導監督を受けなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第5号

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(昭和57年亀岡市水道事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(滞納処分に関する業務に従事する職員)

第20条 都市計画法第75条第5項の規定により国税滞納処分の例によることとされる負担金及び延滞金の滞納処分についての業務は、管理者が命ずる職員が行うものとする。

別記第18号様式中「第20条関係」を「第21条関係」に、「滞納処分に関する調査のために質問し、又は検査」を「滞納処分に関する調査のための質問及び検査、搜索並びに差押等」に、「何でもこれを呈示」を「呈示」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第6号

亀岡市上下水道部決裁規程の一部
を改正する規程

亀岡市上下水道部決裁規程(昭和48年亀岡市水道事業管理規程第3号)の一部を次のよう

に改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(上下水道総務課長への合議)

第14条 各課長は、別に定めるもののほか、管理者決裁事項及び上下水道部長専決事項に該当する別表第2の財務に関する事項、所管の規程その他例規の制定改廃に関する事項並びに部の方針設定に関する事項については、上下水道総務課長へ合議しなければならない。

別表第2中「第13条関係」を「第12条関係」に改め、同表の財務に関する事項を次のように改める。

財務に関する事項

事項	管理者	部長	課長	副課長
1 収入命令(調定を含む。)に関する事。 (簡易水道事業及び地域下水道事業に係る分担金、繰入金は上下水道総務課合議)				
簡易水道事業及び地域下水道事業に係る寄附金				
特に規定するもののほか2,000万円以上				
特に規定するもののほか100万円以上2,000万円未満				
特に規定するもののほか100万円未満				
2 支出負担行為の決定に関する事。				
特に規定するもののほか5,000万円以上				
特に規定するもののほか200万円以上5,000万円未満				
特に規定するもののほか10万円以上200万円未満				
特に規定するもののほか10万円未満				
3 支出命令に関する事。				
特に規定するもののほか2,000万円以上				
特に規定するもののほか200万円以上2,000万円未満				
特に規定するもののほか200万円未満				
4 負担金、補助及び交付金の決定に関する事。(上下水道総務課合議)				
500万円以上				
100万円以上500万円未満				
100万円未満				
5 工事の施行決定及び契約に関する事。				
5,000万円以上				
500万円以上5,000万円未満				
500万円未満				
6 不用物件の処分及び売却決定に関する事。				
300万円以上				
50万円以上300万円未満				
7 報酬、給与及び賃金(短期任用のものを除く。)の支出負担行為の決定及び支出命令に関する事。				
30万円以上				
30万円未満				
8 電灯、電力、水道及び電話の使用料並びに郵送料の支出負担行為の決定及び支出命令に関する事。				
30万円以上				
30万円未満				
9 軽易、定例又は既定標準による公課、報償金、繰替金、手数料、保険料及び使用料の支出負担行為の決定及び支出命令に関する事。				
30万円以上				
30万円未満				
10 債務負担行為を伴う契約の締結及び長期継続契約の締結に関する事。(上下水道総務課合議)				
5,000万円以上				
200万円以上5,000万円未満				
10万円以上200万円未満				
10万円未満				
上記金額は、契約期間内の総合計とする。				
11 特に規定するもののほか、水道料金等(水道料金、使用料、加入金、手数料及び負担金)に関する事。				
12 事業経営のための長期借入金に関する事。				
13 事業経営のための一時借入金に関する事。				
14 公債等の元利金償還に関する事。				

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市上下水道部告示第3号

川東地区農業集落排水処理施設の供用を開始するので、亀岡市地域下水道条例（平成13年亀岡市条例第18号）第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成23年3月16日から2週間、亀岡市上下水道部下水道課において、縦覧に供する。

平成23年3月15日

亀岡市長 栗山正隆

1 供用開始日 平成23年3月31日

2 供用開始区域

亀岡市馬路町三軒屋

- 〃 馬路町池尻・北・中・南の一部
- 〃 河原林町北・上島
- 〃 千歳町国分、中の一部

3 供用を開始する排水施設の位置及び方法

(1) 路線番号

馬路町 支線A-1号、A-3号～A-5号、A-16号～A-18-c号、A-41a～A-41b号、A-54号、B-83号の一部、A-57号～A-63号、A-189号の一部、A-194号、A-194-3号、A-195号～A-197号、A-51号、A-164号の一部、A-165号、A-167号～A-171号

河原林町 支線400号～403号、20号、20-1号

千歳町 支線B-82a号～B-82b号、B-83号の一部、B-107号～B-108号、B-147号～B-149号、C-38号～C-48号、C-50号～C-53号

(2) 起点

亀岡市河原林町勝林島岩淵104

(3) 終点

亀岡市馬路町字池尻111-3

〃 千歳町千歳字山ノ口8

〃 河原林町勝林島内垣内101

〃 馬路町字三軒屋15

(4) 方法 分流式

4 供用を開始する処理施設の位置及び名称

(1) 位置

亀岡市河原林町勝林島岩淵104

(2) 名称

川東浄化センター

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第4号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成23年3月16日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成23年3月16日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
264	株式会社 愛須工業所	代表取締役	愛須 基宏	京都市右京区嵯峨野千代ノ道町61番地

「揭示済」

公 告

亀岡市上下水道部公告第1号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告する。

その関係図書は、平成23年3月16日から平成23年3月30日までの期間、亀岡市上下水道部下水道課において、縦覧に供する。

平成23年3月15日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 供用及び汚水の処理を開始する年月日
平成23年3月31日
- 2 供用及び汚水の処理を開始する区域
安町（小屋場）、河原町、曾我部町春日部（井手口・上山田・空屋谷・胡桃塚・五蔵通・東垣内） 中（状使・丁田・中筋・長瀬・前通） 寺（広畑） 法貴（一ノ井出・上殿垣内・北谷口・茶屋上又・寺縄巻・寺ヶ縄前筋・中溝・綿打川） 犬飼（浦田・九ノ坪・河内・地藏又・寺尾・梨ノ段・灘羅・樋ノ口・古道・前川・弓田） 南条（岩ヶ谷・向山） 穴太（柳原）、吉川町吉田（岩ノ上）、稗田野町佐伯（出山地・岩谷ノ内院ノ芝・院ノ芝・薄井・浦亦・飼条・垣内・玉泉・源ノ坊・斉ノ神・筋違・大日堂・原野・岩谷ノ内向山） 鹿谷（上条・戸井・西川・丸ヶ条） 柿花（中道・吉岡・梶林・畑ヶ中） 奥条（中道・門田）、大井町小金岐（北浦） 小金岐2丁目、千代川町北ノ庄（中ノ町） 湯井（良筋） 小林（下戸・前田） 高野林（北ノ田・西田） 今津2丁目 千原（東斎ノ本）、篠町篠（合戦野・下西

山・中北裏・空殿林） 馬堀（池ノ下） 浄法寺（中村・松岡） 広田3丁目 森（下垣内）、東つつじヶ丘都台2丁目の各一部

3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の位置

路線名	起 点	終 点
国道9号線	安町小屋場70-2番地先	安町小屋場70-1番地先
国道372号線	稗田野町奥条門田42番地先	稗田野町奥条中道14番地先
府道 東掛小林線	曾我部町春日部井手口20-1番地先	曾我部町春日部井手口29-2番地先
市道 犬飼西条線	曾我部町犬飼弓田20-7番地先	曾我部町犬飼地蔵又32-6番地先
市道 古道馬ノ上3号線	曾我部町犬飼前川7-5番地先	曾我部町犬飼古道11番地先
市道 古道線	曾我部町犬飼古道31番地先	曾我部町犬飼古道12番地先
市道 曾我部西別院線	曾我部町犬飼九ノ坪30-4番地先	曾我部町犬飼九ノ坪15-4番地先
市道 前川1号線	曾我部町犬飼前川18-1番地先	曾我部町犬飼前川23-3番地先
市道 前川2号線	曾我部町犬飼前川29番地先	曾我部町犬飼前川21番地先
市道 前川3号線	曾我部町犬飼前川31-1番地先	曾我部町犬飼前川32-3番地先
市道 馬ノ上梨1段線	曾我部町犬飼九ノ坪8番地先	曾我部町犬飼九ノ坪26-3番地先
市道 馬ノ上梨1段線	曾我部町犬飼梨ノ段13-3番地先	曾我部町犬飼九ノ坪26-3番地先
市道 法貴犬飼線	曾我部町法貴北谷口28-6番地先	曾我部町法貴北谷口27-4番地先
市道 法貴犬飼線	曾我部町法貴北谷口1-1番地先	曾我部町法貴北谷口27-4番地先
市道 法貴犬飼線	曾我部町法貴綿打川14番地先	曾我部町犬飼九ノ坪15-4番地先
市道 中溝綿打線	曾我部町法貴北谷口27-4番地先	曾我部町法貴綿打川13-1番地先
市道 北谷1号線	曾我部町法貴北谷口20番地先	曾我部町法貴北谷口14-3番地先
市道 北谷2号線	曾我部町法貴上殿垣内16番地先	曾我部町法貴北谷口1-2番地先
市道 寺縄前筋寺縄壱線	曾我部町法貴寺ヶ縄前筋36-1番地先	曾我部町法貴一ノ井出31番地先
市道 寺縄壱寺縄前筋線	曾我部町法貴寺ヶ縄前筋44番地先	曾我部町法貴寺ヶ縄前筋36-1番地先
市道 春日部法貴線	曾我部町中状使8-1番地先	曾我部町中丁田6-1番地先
市道 春日部法貴線	曾我部町法貴寺ヶ縄前筋4-4番地先	曾我部町中中小路76-4番地先

路線名	起 点	終 点
市道 中宮条線	曾我部町中中筋18番地先	曾我部町中中筋20-2番地先
市道 中宮条線	曾我部町中前通50番地先	曾我部町中丁田33-2番地先
市道 前通中筋線	曾我部町中中筋33-1番地先	曾我部町中前通14番地先
市道 長瀬線	曾我部町中長瀬2番地先	曾我部町中長瀬1-3番地先
市道 寺春日部線	曾我部町春日部東垣内50番地先	曾我部町春日部東垣内54番地先
市道 寺春日部線	曾我部町春日部上山田26-3番地先	曾我部町春日部上山田23番地先
市道 寺春日部線	曾我部町春日部五蔵通2番地先	曾我部町春日部上山田23番地先
市道 東垣内線	曾我部町春日部東垣内23-1番地先	曾我部町春日部東垣内27-7番地先
市道 上条砂池線	稗田野町鹿谷丸ヶ条87-3番地先	稗田野町鹿谷丸ヶ条38番地先
市道 佐伯鉾山線	稗田野町鹿谷西川45番地先	稗田野町鹿谷丸ヶ条38番地先
市道 鹿谷西川線	稗田野町鹿谷西川6-3番地先	稗田野町鹿谷西川1-1番地先
市道 西山奥条線	稗田野町鹿谷西川22番地先	稗田野町鹿谷西川7-3番地先
市道 柿花線	稗田野町柿花中道32番地先	稗田野町柿花畑ヶ中7-2番地先
市道 出山線	稗田野町佐伯出山地54番地先	稗田野町佐伯野下前110-1番地先
市道 出山支線	稗田野町佐伯原野3-1番地先	稗田野町佐伯出山地19-2番地先
市道 上佐伯線	稗田野町佐伯垣内1番地先	稗田野町佐伯大日堂30-1番地先
市道 燈籠線	稗田野町佐伯源ノ坊7番地先	稗田野町佐伯浦亦24-3番地先
市道 燈籠線	稗田野町佐伯飼条50-2番地先	稗田野町佐伯薄井30番地先
市道 湯ノ花温泉線	稗田野町佐伯飼条16-1番地先	稗田野町佐伯浦亦24-3番地先
市道 向条線	稗田野町佐伯齊ノ神12番地先	稗田野町佐伯飼条44-1番地先
市道 柵線	稗田野町佐伯岩谷ノ内院ノ芝3-2番地先	稗田野町佐伯垣内1番地先
市道 院ノ芝温泉線	稗田野町佐伯垣内87-1番地先	稗田野町佐伯岩谷ノ内院ノ芝3-2番地先
市道 つつじヶ丘6号線	東つつじヶ丘都台2丁目23-80番地先	東つつじヶ丘都台2丁目30-39番地先

4 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

位置：京都府亀岡市三宅町八田1番地

名称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第1号

亀岡市立病院処務規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院処務規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「医事課 を「医事課 に改める。

医事係 医事係

地域連携係」 地域連携係

情報管理係」

第3条第1項中「その関連電子計算組織の管理及び運営に関すること。」を「その関連電子計算組織の構築、管理及び運営に関すること。」に改める。

第4条第5項中「副看護部長」の次に「、副看護師長」を加える。

第5条第6項第3号中「看護師長」の次に「、副看護師長」を加える。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行す

る。

「揭示済」

亀岡市立病院事務決裁規程の一部を改正する
規程を次のように定める。

平成23年3月31日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第2号

亀岡市立病院事務決裁規程の一部
を改正する規程

亀岡市立病院事務決裁規程（平成16年亀岡
市病院事業管理規程第3号）の一部を次のよう
に改正する。

第5条第2項中第9号を第10号とし、同号
の前に次の1号を加える。

寄附金の収入命令に関すること。

第13条中第12号を削り、第13号を
第12号とし、第14号を第13号とし、
第11号中「2,000,000円」を
「3,000,000円」に改める。

別表中財務に関する事項を次のように改める。

事項	管理者	病院長	管理部長	課長	副課長
1 収入命令に関すること。					
2,000万円以上					
100万円以上2,000万円未満					
100万円未満					
2 支出負担行為の決定に関すること。					
特に規定するもののほか5,000万円以上					
特に規定するもののほか2,000万円以上5,000万円未満					
特に規定するもののほか200万円以上2,000万円未満					
特に規定するもののほか10万円以上200万円未満					
特に規定するもののほか10万円未満					
3 支出命令に関すること。					
特に規定するもののほか2,000万円以上					
特に規定するもののほか200万円以上2,000万円未満					
特に規定するもののほか200万円未満					
4 負担金、補助及び交付金の決定に関すること。					
500万円以上					
200万円以上500万円未満					
30万円以上200万円未満					
30万円未満					
5 工事の施行決定及び契約に関すること。					
5,000万円以上					
特に規定するもののほか2,000万円以上5,000万円未満					
300万円以上2,000万円未満					
6 不用物件の処分及び売却決定に関すること。					
300万円以上					
100万円以上300万円未満					
50万円以上100万円未満					
50万円未満					
7 一時借入金に関すること。					
8 予備費の充用に関すること。					
9 報酬、給与及び賃金（短期雇用のものを除く。）の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。					
30万円以上					
30万円未満					
10 電灯、電力、水道及び電話の使用料並びに郵送料の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。					
30万円以上					
30万円未満					
11 軽易、定例又は既定標準による公課、報償金、繰替金、手数料、保険料及び使用料の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。					
30万円以上					
30万円未満					
12 債務負担行為を伴う契約の締結及び長期継続契約の締結に関すること。					
5,000万円以上					
2,000万円以上5,000万円未満					
200万円以上2,000万円未満					
10万円以上200万円未満					
10万円未満					
上記金額は、契約期間内の総合計とする。					

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第3号

亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程（平成18年亀岡市病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2項中「科長」の次に「、係長」を加え、「看護師長」の次に「、副看護師長」を加える。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第4号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

別表第3第3項中

「

4級	主任薬剤師の職務 相当の経験を有する主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任あん摩マッサージ指圧師、主任栄養士又は主任医療ソーシャルワーカーの職務 放射線技術科長、臨床検査科長、リハビリテーション科長又は栄養科長の職務
----	--

」

を

「

4級	主任薬剤師の職務 相当の経験を有する主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任あん摩マッサージ指圧師、主任栄養士又は主任医療ソーシャルワーカーの職務 放射線技術科長、臨床検査科長、リハビリテーション科長又は栄養科長の職務 係長の職務又はこれに相当する職務
----	--

」

に改め、同表第4項中

「

3級	主任看護師の職務 困難な業務を行う看護師の職務
----	----------------------------

」

を

「

3級	副看護師長の職務 主任看護師の職務 困難な業務を行う看護師の職務
----	--

」

に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

「 掲示済 」